

令和7年第2回久万高原町議会定例会

令和7年3月14日

○議事日程

令和7年3月14日 午後1時30分開議

- 日程第1 議案第5号 久万高原町乳児等通園支援事業の設備運営に関する基準を求める条例の制定について
- 日程第2 議案第7号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第3 議案第8号 久万高原町行政組織条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第9号 久万高原町有代替自動車施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第10号 久万高原町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第11号 久万高原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第12号 久万高原町特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第13号 久万高原町凶荒予備奨学金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第14号 久万高原町国民宿舎基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第15号 久万高原町町民館及び住民センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第16号 久万高原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び久万高原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第12 議案第17号 久万高原町環境衛生センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第18号 久万高原町新規就農促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第19号 久万高原町水道法施行条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第20号 令和6年度久万高原町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第16 議案第21号 令和6年度久万高原町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第22号 令和6年度久万高原町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第18 議案第23号 令和6年度久万高原町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第19 議案第24号 令和6年度久万高原町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第20 議案第25号 令和6年度久万高原町訪問看護事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第21 議案第26号 令和6年度久万高原町凶荒予備事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第22 議案第27号 令和6年度久万高原町立病院事業会計補正予算（第2号）
- 日程第23 議案第28号 令和6年度久万高原町立老人保健施設事業会計補正予算（第1号）
- 日程第24 議案第29号 令和7年度久万高原町一般会計予算
- 日程第25 議案第30号 令和7年度久万高原町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第26 議案第31号 令和7年度久万高原町国民健康保険診療所事業特別会計予算
- 日程第27 議案第32号 令和7年度久万高原町後期高齢者医療保険事業特別会計予算
- 日程第28 議案第33号 令和7年度久万高原町介護保険事業特別会計予算
- 日程第29 議案第34号 令和7年度久万高原町訪問看護事業特別会計予算

- 日程第30 議案第35号 令和7年度久万高原町凶荒予備事業特別会計予算
- 日程第31 議案第36号 令和7年度久万高原町立病院事業会計予算
- 日程第32 議案第37号 令和7年度久万高原町立老人保健施設事業会計予算
- 日程第33 議案第38号 令和7年度久万高原町簡易水道事業会計予算
- 日程第34 議案第39号 令和7年度久万高原町下水道事業会計予算
- 日程第35 議案第40号 久万高原町面河特産品開発センターの指定管理者の指定について
- 日程第36 議案第41号 久万高原町おもごふるさと市場の指定管理者の指定について
- 日程第37 請願第1号 久万高原町内で設立される自然再生協議会への町の加入協力依頼について

○追加議事日程

- 追加日程第1 報告第2号 工事変更請負契約の締結に関する専決処分の報告について
- 追加日程第2 発議第4号 久万高原町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 追加日程第3 議案第42号 久万高原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 追加日程第4 議案第43号 令和6年度久万高原町一般会計補正予算（第7号）
- 追加日程第5 議案第44号 令和6年度久万高原町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第4号）
- 追加日程第6 議案第45号 動産の取得について
- 追加日程第7 議案第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 追加日程第8 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 追加日程第9 総務文教厚生常任委員会所管事務調査報告
- 追加日程第10 議会会報特別委員会報告
- 追加日程第11 議会改革特別委員会報告
- 追加日程第12 デジタル推進特別委員会報告

○本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

○出席議員（13名）

1番	熊代祐己	2番	高橋末廣
3番	光田優	4番	田村昭子
5番	瀧野志	6番	西山清一
7番	阪本雅彦	8番	大原貴明
9番	高橋誠	10番	大野良子
11番	森博	12番	岡部史夫
13番	玉井春鬼		

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

町長	河野忠康	副町長	佐藤理昭
教育長	住野秀志	総務課長	西村哲也
住民課長	菅和幸	保健福祉課長	中川茂俊
建設課長	猪上浩明	林業戦略課長	小野哲也
まちづくり戦略課長	高木勉	農業戦略課長	西森建次
会計管理者	藤岡和雄	病院事業等統括事務長	沖中敬史
教育委員会事務局長	大西洋三	消防本部消防長	大野秋義
代表監査委員	菅洋志		

○議会事務局

事務局長 渡部定明

事務局 (朝 礼)

議長 本日の出席議員は13名です。  
定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

(午後1時30分)

議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議長 お諮りします。

日程第1、議案第5号から日程第6、議案第11号までの条例の制定に関する6件を一括議題にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、日程第1、議案第5号から日程第6、議案第11号までの条例の制定に関する6件を一括議題にすることに決定しました。

本案について、総務文教厚生常任委員長の報告を求めます。

(瀧野 志総務文教厚生常任委員長を指名)

瀧野委員長 総務文教厚生常任委員会に付託されました議案第5号、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号につきまして、3月6日に委員会を開催して審査を行いましたので、その概要を一括して報告をいたします。

議案第5号「久万高原町乳児等通園支援事業の設備運営に関する基準を定める条例の制定について」

子ども・子育て支援法等の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業、通称こども誰でも通園制度の設備及び運営の基準を条例で定めるものであります。

事業内容は、保育所等に通っている満3歳未満の子供に、適切な遊び及び生活の場を提供すること。保護者の心身の状況及び養育環境を把握するため、保

護者との面談を実施するもの、利用する保護者に対する子育てについての情報の提供、助言、その他の援助を行うものと説明がありました。

審査では、1日または2日とか、親の都合により、何日間か預かってもらえるのか、どこで実施するのかとの質疑に、月10時間を上限として、保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育所、地域や支援拠点施設など、様々な場所で実施することが可能である、との答弁がありました。

審査した結果、全員一致で、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第7号「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」であります。

行政手続における個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、引用する条文の項ずれを改めるものであります。

改正する条例は、久万高原町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例、久万高原町税条例、久万高原町入湯税条例の三つの条例で、施行期日は、令和7年4月1日となっています。

審査では、誰でもが利用できるような形で推進し、高齢者にも詳しく説明するなどの今後の取組は、との質疑に、町ではDX推進計画を策定しており、その中で、スマホ教室やタブレット教室などを開催しながら、町民全体のDXに関する底上げをしていきたい、との答弁がありました。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第8号「久万高原町行政組織条例の一部を改正する条例の制定について」

こども家庭センターを設置するため、久万高原町行政組織条例の一部を改正するもので、保健福祉課の事務分掌に、こども家庭センターを追加するとの説明があった。

施行期日は、令和7年4月1日です。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

た。

議案第9号「久万高原町町有代替自動車施設条例の一部を改正する条例の制定について」

町代替バスの停留所の新設等に伴い、久万高原町町有代替自動車施設条例の一部を改正するもので、改正する内容は、コミセン及び岩川線に柳谷支所、久万落出線に美川支所の新たな停留所を新設し、両停留所の運賃を設定するとの説明がありました。

運行期日は、令和7年4月1日となっています。

審査では、公共交通の推進については、町が取り組んでいる政策を町民にお知らせが必要ではないかとの質疑に、各公共交通に対する施策については、PRを進めたいとの答弁がありました。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第10号「久万高原町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

育児休業、介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の改正に伴い、久万高原町職員の給与に関する条例の一部を改正するものであります。

改正の内容は、子供の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充で、請求に基づき、正規の勤務時間外勤務を免除する職員の要件の変更、介護離職防止のための仕事と、介護の両立支援制度の強化を図るものとの説明がありました。

施行期日は、令和7年4月1日となっています。

審査では、仕事と介護の両立支援制度の強化とは具体的に何か。また、40歳になった職員とはどういう意味か、との質疑に、支援制度の強化とは、介護休業に伴う給付金等の制度の情報提供で、40歳は親の介護が始まってくる年齢で、早い段階から制度を周知して、離職を防止する狙いがある、との答弁がありました。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

「久万高原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」  
人事院等の勧告に基づき、久万高原町職員の給与に関する条例の一部を改正  
するもので、改正内容は、主任級相当以上の給料の最低水準の引上げのための  
給与表の改正及び段階的に配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当を増額す  
るもの。また、平日、深夜の勤務に対する管理職員、特別勤務手当の対象拡大  
と、再任用職員への住居手当の支給並びに特定任期付職員に係る特定任期付職  
員業績手当の廃止、及び勤勉手当の新設を行うもの、との説明がありました。

施行期日は、令和7年4月1日となっています。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告とします。

議 長 委員長の報告が終わりました。  
ここで委員長報告に対する質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。  
瀧野委員長、お引き取りください。

(森 博議員を指名)

森 議員 ただいまの総務委員長の報告の中で、議案第10号の条例改正についての報  
告がございましたが、その中で、最終的に久万高原町職員の給与に関する条例  
というふうに言われたと思うんですけれども、正しくは、久万高原町職員の勤  
務時間・休暇等に関する条例ではないかと思うんですけれども、いかがでしょ  
うか。

議 長 暫時休憩いたします。 (午後1時40分)

(休憩)

議長 休憩前に引き続き、会議を行います。 (午後1時48分)

議長 訂正をお願いします。  
(渡部議会事務局長を指名)

渡部局長 それでは、委員長が読み上げました部分に訂正すべき箇所がありましたのが、訂正ができておりませんでしたので、私のほうから訂正をさせていただきます。

議案第10号「久万高原町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の説明文で、「育児休業、介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の改正に伴い」、以降、「久万高原町職員の給与に関する条例」と申しましたが、これは、正しくは「久万高原町職員の勤務時間、休暇等に関する条例」でございます。

訂正をさせていただきます。

議長 よろしいでしょうか。  
それでは、委員長の報告は終わりました。  
これより、質疑、討論、採決については、1件ずつ行います。

議長 議案第5号「久万高原町乳児等通園支援事業の設備運営に関する基準を定める条例の制定について」、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
これより討論を行います。  
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第5号「久万高原町乳児等通園支援事業の設備運営に関する基準を定める条例の制定について」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議 長

議案第7号「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議長 議案第8号「久万高原町行政組織条例の一部を改正する条例の制定について」、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第8号「久万高原町行政組織条例の一部を改正する条例の制定について」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議 長 議案第9号「久万高原町有代替自動車施設条例の一部を改正する条例の制定について」、質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。  
これより討論を行います。  
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。  
これより採決します。  
お諮りします。  
本案に対する委員長の報告は可決です。  
報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第9号「久万高原町有代替自動車施設条例の一部を改正する条例の制定について」は、委員長の報告のとおり決定しました。

議 長 議案第10号「久万高原町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号「久万高原町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議 長 議案第11号「久万高原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
これより討論を行います。  
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。  
これより採決します。  
お諮りします。  
本案に対する委員長の報告は可決です。  
報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第11号「久万高原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議長 お諮ります。  
日程第7、議案第12号から、日程第9、議案第14号までの条例の制定に関する3件を一括議題にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
したがって、日程第7、議案第12号から、日程第9、議案第14号までの条例の制定に関する3件を一括議題にすることに決定しました。  
本案について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

(高橋末廣産業建設常任委員長を指名)

高橋末廣  
委員長

産業建設常任委員会議案審査結果報告書

産業建設常任委員会に付託された議案第12号、議案第13号、議案第14号につきまして、3月7日に委員会を開催し、審査を行いましたので、その概要を一括して報告いたします。

議案第12号「久万高原町特別会計条例の一部を改正する条例の制定について」

久万高原町分譲宅地造成事業特別会計の廃止に伴い、久万高原町特別会計条例の一部を改正するもので、改正の内容は、久万高原町分譲宅地造成事業特別会計を削減するものとの説明があった。

施行期日は、令和7年4月1日となっております。

審査では、今まで特別会計としていたので、全体が見えたが、一般会計に移行すると分かりにくくなる現在の分譲用地の状況は、との質疑に、全22区画のうち2区画が残っており、今現在、契約の交渉もない状況である、との答弁があった。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第13号「久万高原町凶荒予備奨学金条例の一部を改正する条例の制定について」

本町の学生に対し、大学等への進学をさらに後押しするため、久万高原町凶荒予備奨学金条例の一部を改正するもので、改正の内容は、奨学金を月額最高3万円から5万円に改正するものとの説明があった。

施行期日は、令和7年4月1日となっております。

審査では、奨学金の引上げは、将来的な財源の問題もあるが、状況を見ながら、5万円ではなくもう少し上げてはどうか、と意見はなかったかとの質疑に、大学生の平均的な費用などを調査し、協議の中で返還の関係から5万円とした、との答弁があった。

将来、この奨学金を活用し、町に帰ってきていただく流れも必要であると思うが、今後、給付型の奨学金を拡大していくべきかと思うが、との質疑に、給

付型についても改正をしたいとしたところであるが、審査委員会の中で、条件について審議しながら、制度改正をしていきたい、との答弁があった。

審査の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第14号「久万高原町国民宿舎基金条例の一部を改正する条例の制定について」

久万高原町国民宿舎条例の廃止に伴い、久万高原町国民宿舎基金条例の一部を改正するもので、改正の内容は、適時性を確保するため、久万高原町国民宿舎基金条例から、久万高原町古岩屋荘基金条例に改正するもの、との説明があった。

施行期日は、公布の日となっております。

審査の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

議長 委員長の報告は終わりました。  
これより委員長報告に対する質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
高橋委員長、お引き取りください。  
委員長の報告が終わりました。  
これより、質疑・討論・採決については、1件ずつ行います。

議長 議案第12号「久万高原町特別会計条例の一部を改正する条例の制定について」、質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。  
これより討論を行います。  
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。  
これより採決します。  
お諮りします。  
本案に対する委員長の報告は可決です。  
報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第12号「久万高原町特別会計条例の一部を改正する条例の制定について」は、委員長報告のとおり可決しました。

議 長 議案第13号「久万高原町凶荒予備奨学金条例の一部を改正する条例の制定について」、質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。  
これより討論を行います。  
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。  
これより採決します。  
お諮りします。  
本案に対する委員長の報告は可決です。  
報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第13号「久万高原町凶荒予備奨学金条例の一部を改正する条例の制定について」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議長 議案第14号「久万高原町国民宿舎基金条例の一部を改正する条例の制定について」、質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
これより討論を行います。  
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。  
これより採決します。  
お諮りします。  
本案に対する委員長の報告は可決です。  
報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号「久万高原町国民宿舎基金条例の一部を改正する条例の制定について」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議長 お諮りします。

日程第10、議案第15号から、日程第12、議案第17号までの、条例の制定に関する3件を一括議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、日程第10、議案第15号から、日程第12、議案第17号までの条例の制定に関する3件を一括議題にすることに決しました。

本案について、総務文教厚生常任委員長の報告を求めます。

(瀧野 志総務文教厚生常任委員長を指名)

瀧野委員長 総務文教厚生常任委員会に付託されました議案第15号、議案第16号、議案第17号につきまして、3月6日に委員会を開催して審査を行いましたので、その概要を一括して報告をさせていただきます。

議案第15号「久万高原町町民館及び町民センター条例の一部を改正する条例の制定について」

令和7年4月から、久万町民館1階に、こども家庭センターが新設されることに伴い、施設の改修及び会議室等の使用料を改正するため、久万高原町町民館及び住民センター条例の一部を改正するものであります。

改正の内容は、小会議室、和室及び団体合宿受入れの廃止。会議室全面及び会議室半面を新設し、使用料を設定するものであります。

施行期日は、令和7年4月1日となっております。

審査では、既存の施設を利用して、こども家庭センターが設置されるようになったが、町有施設がたくさんある中、今後についても、既存の町有施設を活用した行政運営に心がけるべきではないかとの質疑に、町有施設については多数あるので、空き施設等の有効活用に努めてまいりたい、との答弁がありました。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第16号「久万高原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び久万高原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」でございます。

子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令等の施行に伴い、久万高原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び久万高原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものであります。

改正の内容は、家庭的保育事業者等が確保しなければならない連携基準の保育の内容に関する基準の緩和、代替保育に関する基準の緩和、連携施設の確保を猶予する期間を10年から15年に延長する経過措置の延長、三つの見直しで、施行期日は令和7年4月1日となっております。

審査では、地域では様々な条件が違うとともに、多様化の時代で、いろいろな意見、要望が出てくると思うが、担当課として、しっかり受け止め、研究して対応しなければならないと思うが、の質疑に、様々な家庭が抱える相談や悩みをしっかり受け止め、家庭センターが中心となって支援できるよう努めてまいりたい、との答弁がありました。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第15号「久万高原町環境衛生センター条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

久万高原町環境衛生センター施設の処理機能の変更により、久万高原町環境

衛生センター条例の一部を改正するものであります。

改正の内容は、ごみ処理施設の廃止に伴い、ごみ一時保管施設を運用することとし、産業廃棄物の取扱を廃止するもの、またし尿処理施設の廃止に伴い、し尿等中継施設を運用、それに伴う手数料関係の改正を行うもの、との説明がありました。

施行期日は、令和7年4月1日となっています。

審査では、家庭用機器の処理手数料を運搬手数料に改定することであるが、持込みは可能なのか。処理は行わず、運搬するのか、との質疑に、持込みは可能で、処理を行わず運搬する形になるとの答弁がありました。

また、災害に対する対策は、との質疑に、災害時の集積場所は選定しているが、見直しを行いながら、災害に対する対応については、引き続き検討していきたいとの答弁がありました。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、報告とします。

議 長

委員長の報告は終わりました。

ここで委員長報告に対する質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

瀧野委員長、お引き取りください。

委員長の報告が終わりました。

これより、質疑・討論・採決については、1件ずつ行います。

議 長

議案第15号「久万高原町町民館及び住民センター条例の一部を改正する条例の制定について」、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
これより討論を行います。  
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。  
これより採決します。  
お諮りします。  
本案に対する委員長の報告は可決です。  
報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第15号「久万高原町町民館及び住民センター条例の一部を改正する条例の制定について」は、委員長報告のとおり可決しました。

議長 議案第16号「久万高原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び久万高原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。  
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。  
これより採決します。  
お諮りします。  
本案に対する委員長の報告は可決です。  
報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。  
したがって、議案第16号「久万高原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び久万高原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」は、委員長の報告とおり可決しました。

議 長

議案第17号「久万高原町環境衛生センター条例の一部を改正する条例の制定について」、質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。  
これより討論を行います。  
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。  
これより採決します。  
お諮りします。  
本案に対する委員長の報告は可決です。  
報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第17号「久万高原町環境衛生センター条例の一部を改正する条例の制定について」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議長 お諮りします。  
日程第13、議案第18号から、日程第14、議案第19号までの条例の制定に関する2件を一括議題にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
したがって、日程第13、議案第18号から、日程第14、議案第19号までの条例の制定に関する2件を一括議題にすることに決定しました。  
本案について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

(高橋末廣産業建設常任委員長を指名)

高橋末廣  
委員長 産業建設常任委員会に付託された議案第18号、議案第19号につきまして、  
3月7日に委員会を開催し、審査を行いましたので、その概要を一括して報告  
いたします。

議案第18号「久万高原町新規就農促進条例の一部を改正する条例の制定に

ついて」

就農時の農業経営や、生活費に係る負担軽減を図るため、久万農業公園の研修卒業生を対象とした貸与制度の創設に伴い、久万高原町新規就農促進条例の一部を改正するもので、改正の内容は、新規就農初年度生活資金の貸与を創設し、対象と、諸条件の規定を追加するものとの説明があった。

施行期日は、令和7年4月1日となっており、審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第19号「久万高原町水道法施行条例の一部を改正する条例の制定について」

水道法施行条例等の改正に伴い、久万高原町水道法施行条例の一部を改正するもので、改正の内容は、水道法施行条例の規定を参酌して条例で定めることとされている布設工事監督者及び下水道技術管理者の資格要件を改正するものとの説明があった。

施行期日は、令和7年4月1日となっております。

審査では、工事監督者及び水道技術管理者の資格要件の改正は、より厳しい要件を加える内容なのかとの質疑に、資格要件に、国家資格1級土木施工管理士の追加となり、結果的に厳しくなるとの答弁があった。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

議 長

委員長の報告が終わりました。

ここで委員長報告に対する質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

高橋委員長、お引き取りください。

委員長の報告が終わりました。

これより、質疑・討論・採決については、1件ずつ行います。

議 長 議案第18号「久万高原町新規就農促進条例の一部を改正する条例の制定について」、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号「久万高原町新規就農促進条例の一部を改正する条例の制定について」は、委員長の報告とおり可決しました。

議 長 議案第19号「久万高原町水道法施行条例の一部を改正する条例の制定について」、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
これより討論を行います。  
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。  
これより採決します。  
お諮りします。  
本案に対する委員長の報告は可決です。  
報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第19号「久万高原町水道法施行条例の一部を改正する条例の制定について」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議長 日程第15、議案第20号「令和6年度久万高原町一般会計補正予算（第6号）」を議題とします。  
本案について、最初に、総務文教厚生常任委員長の報告を求めます。

(瀧野 志総務文教厚生常任委員長を指名)

瀧野委員長 総務文教厚生常任委員会に付託されました議案第20号につきまして、3月6日に委員会を開催して審査を行いましたので、その概要を報告をいたします。  
議案第20号「令和6年度久万高原町一般会計補正予算（第6号）」  
歳入歳出補正予算、総額9,601万6,000円の減額補正で、累計10億5,396万9,000円となります。

歳入の主なものは、1 款町税 2, 3 1 6 万 3, 0 0 0 円の減額。

1 0 款地方特例交付金 2, 3 1 6 万 3, 0 0 0 円の増額。

1 0 款使用料及び手数料 1, 8 4 1 万 4, 0 0 0 円の増額。

1 5 款国庫支出金 4, 7 6 2 万 3, 0 0 0 円の減額。

1 6 款県支出金 5, 9 6 1 万 1, 0 0 0 円の増額。

1 9 款繰入金 5, 3 0 8 万 8, 0 0 0 円の減額。

2 2 款町債 7, 0 2 0 万円の減額、などとなっています。

歳出の本委員会関係の主なものは、総務費では、財政調整基金積立金の増額、1, 9 8 0 万円。減債基金積立金の増額、3, 0 5 8 万 7, 0 0 0 円。地域経済循環創造事業補助金の計上、2, 1 0 0 万円。

民生費では、新たな低所得者支援給付金の減額、1, 1 2 5 万減額。

衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種業務委託料の減額 1, 2 3 0 万円。

消防費では、高規格救急自動車購入費用の減額、4 6 0 万 7, 0 0 0 円。

教育費では、伊予へんろ道峠御堂道補修事業業務委託料の減額、2 3 1 万円。久万給食センターの賄材料費の増額 2 3 0 万円などとなっております。

審査では、総務課関係では、地域経済循環創造事業において、地場産業や、なくなった事業再生は大切なことだが、町は考えていくべきではないかとの質疑に、なくなった事業や文化等、復活していけるような体制を取ることで、町の持続可能も高まると考えている、との答弁がありました。

保健福祉課関係では、在宅、寝たきり老人等介護手当支給事業費の減額は、施設に入る人が増え、在宅介護が減ってきているのか、との質疑に、在宅寝たきり老人介護手当の受給者は、高齢者自体が減っており、当初に比べると、利用者数は減っている、との答弁があった。

また、新型コロナウイルスワクチン接種業務が減額されているのは、接種が少なかったためと思うが、町としてどう捉えているのか、との質疑に、一般的に重症化リスクが低くなってきた等の意識からと考えている、との答弁がありました。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、報告とします。

議 長

委員長の報告が終わりました。

ここで委員長報告に対する質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

瀧野委員長、お引き取りください。

続いて、産業建設常任委員長の報告を求めます。

(高橋末廣産業建設常任委員長を指名)

高橋末廣  
委 員 長

産業建設常任委員会に付託された議案第20号につきまして、3月7日に委員会を開催して審査を行いましたので、その概要を報告いたします。

議案第20号「令和6年度久万高原町一般会計補正予算（第6号）」

歳入の補正予算については、総務文教厚生常任委員長より報告がありましたので、省略いたします。

本委員会関係の歳出の主なものは、総務費では、移住定住対策費の減額、マイナス925万3,000円。

農林水産業費では、トマト選果機更新事業補助金の増額、5,603万3,000円。

森林経営管理制度運用事業業務委託料の減額、マイナス1,057万2,000円。

合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策事業補助金の計上、1,259万2,000円。

土木費では、社会資本整備総合交付金事業（道路新設改良）に係る経費の減額、マイナス4,653万8,000円。愛媛県道路事業負担金の減額、マイナス1,090万8,000円などとなっています。

審査においては、まちづくり戦略課では、地域活動組織イベント支援補助金の減額は、希望する支援にかなわないものもあるのか。収益を主たる目的としない公益性の高い事業の要件の緩和は難しいのか、との質疑に、補助要件で要望に応えられないイベントもある。収益を主たる目的としない明確な基準はないので、その都度、協議させていただきたい、との答弁があった。

町内でイベントを継続して起こしていくことは、交流人口、関係人口の増加にもつながり、新しい事業が生まれる可能性もあるので、広報活動を充実させて、広く活用する方法をさらに検討すべきでは、との質疑に、間口を広く、周知も含めて努力していきたいとの答弁があった。

農業戦略課では、トマト選果機更新事業補助金の負担割合は、また今回、既存施設の撤去費用の予算措置もされることになったが、この撤去費用には、廃棄費用も含まれているのか、との質疑に、55%が国、県の負担で、町が10%、残り35.5%がJAの負担となる。撤去費用には、廃棄も当然含まれる、との答弁があった。

JAの負担は農家の選果料に反映されるのがどの程度になるのか。またこれからのスケジュールは、との質疑に、選果料については、現在、把握できていないが、スケジュールについては、3月中旬に計画承認及び内示の予定で、令和8年2月中旬の完成を見込んでいる、との答弁があった。

現在、農産物の価格が高値で推移しており、特に米の値段は高騰している。毎年、京阪神市場へJA関係者ととともに、トップセールスを行っているが、継続していくのか、との質疑に、トマトについては、非常に京阪神市場で高い評価をいただいている。今後も引き続き、代表者の方々と市場へトップセールスを行っていきたい、と町長から答弁があった。

林業戦略課では、合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策事業補助金はどのようなものか、具体的な導入効果は、との質疑に、高性能林業機械の導入に対する補助金で、架線集材機を予定している。これは、無人で荷受けする運搬ができるため、労働災害の未然防止、省力化、作業効率、低コスト化につながると期待している、との答弁があった。

今後、架線集材は増えてくると思うが、町はタワーヤーダの導入や、路網の整備は検討していないのか、との質疑に、タワーヤーダによる架線集材は慣れ

ていない部分があり、コスト化、省力化につながらないという懸念があり、関係者を交えて、伐採、集材方法について、意見交換しながら進めていきたい、との答弁があった。

林業研修センターの雨漏り修繕は、四国カルスト、姫鶴荘周辺の整備計画が具体的にあるのか、との質疑に、現在のところ、具体的な計画がないので、関係各課と協議して検討していきたい、との答弁があった。

今後、架線集材が増えていくとのことであるが、近年、町内で架線集材は見られなかった気がする。架線集材の技術者育成は、何か支援する予定があるのか、との質疑に、愛媛県林業研究センターで講習を行っており、架線集材の資格を取っている、との答弁があった。

建設課では、道路事業負担金の減額は予定していた県の事業が実施できなかったことによる減額か、との質疑に、予定していた事業、路線数の変更ではなく、事業費自体の減額である、との答弁があった。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上です。

議 長

委員長の報告は終わりました。

ここで委員長報告に対する質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

高橋委員長、お引き取りください。

各委員長の報告が終わりました。

議案第20号「令和6年度久万高原町一般会計補正予算（第6号）」について、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
これより討論を行います。  
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。  
これより採決します。  
お諮りします。  
本案に対する委員長の報告は可決です。  
報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第20号「令和6年度久万高原町一般会計補正予算（第6号）」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議長 お諮りします。  
日程第16、議案第21号から、日程第21、議案第26号までの令和6年度特別会計補正予算に関する6件を一括議題にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
したがって、日程第16、議案第21号から、日程第21、議案第26号までの令和6年度特別会計補正予算に関する6件を一括議題にすることに決定しました。

議長 ここで、休憩を行います。 (午後 2 時 3 2 分)  
2 時 4 0 分まで。

(休 憩)

議長 休憩前に続き、会議を開きます。 (午後 2 時 4 1 分)

議長 本案について、最初に、総務文教厚生常任委員長の報告を求めます。

(瀧野 志総務文教厚生常任委員長を指名)

瀧野委員長 総務文教厚生常任委員会に付託されました議案第 2 1 号、議案第 2 2 号、議案第 2 3 号、議案第 2 4 号、議案第 2 5 号につきまして、3 月 6 日に委員会を開催して審査を行いましたので、その概要を一括して報告をいたします。

議案第 2 1 号「令和 6 年度久万高原町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 2 号)」

予算の補正額は、総額 1 4 0 万 3, 0 0 0 円の減額補正で、累計 1 0 億 7, 2 5 5 万 4, 0 0 0 円となります。

歳出の主な内容は、一般療養給付費負担金の減額、1, 0 0 0 万円。一般高額療養費負担金の増額、1, 0 0 0 万円。へき地直営診療所繰出金の減額、1 4 0 万 3, 0 0 0 円。

歳入の主な内容は、国民健康保険税の増額、3 1 8 万 8, 0 0 0 円。特別調整交付金の減額、1 4 0 万 3, 0 0 0 円。基金繰入金の減額、1, 0 0 0 万円。前年度繰越金の増額、3 8 1 万 6, 0 0 0 円。普通交付金余剰返還金の増額、2 9 9 万 6, 0 0 0 円などとなっております。

審査では、雑入の普通交付金余剰返還金とはどういった内容なのか、との質疑に、国保連合会への給付金に余剰金が発生したことに伴う返還金、との答弁がありました。

また、国民健康保険事業は重要な事業であるが、人口減少に伴う会計への影

響はどうか、との質疑に、人口減少が進む中、医療費も減少傾向であるが、今後も様々な方面で検討して、対応していきたいとの答弁がありました。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第22号「令和6年度久万高原町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第3号）」

総額140万3,000円の減額補正で、累計5,955万2,000円となります。

歳出の内容は、医療材料費の減額、140万3,000円。歳入の内容は、事業勘定繰入金の減額、140万3,000円となっております。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第23号「令和6年度久万高原町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）」

総額900万円の減額補正で、累計1億7,345万円となります。

歳出の内容は、後期高齢者医療広域連合納付金の減額、900万円。

歳入の内容は、現年度分特別徴収保険料の減額、900万円となっております。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第24号「令和6年度久万高原町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」

総額144万2,000円の増額補正で、累計19億921万5,000円となります。

歳出の主な内容は、居宅介護サービス計画給付費の増額、500万円。介護予防サービス給付費の増額、300万円。高額医療合算介護サービス費の減額、380万円。介護サービス相談員派遣事業費の減額、228万5,000円。

歳入の内容は、現年度分介護給付費国庫負担金の増額、173万円。現年度分保険者努力支援交付金の増額、193万9,000円。現年度分介護給付費県費負担金の減額、176万1,000円。介護保険事業運営基金繰入金の減

額、138万5,000円となっております。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第25号「令和6年度久万高原町訪問看護事業特別会計補正予算（第3号）」

歳入予算の総額は、補正前と同額の、累計5,298万5,000円となります。

歳入の内容は、前年度繰越金の減額、42万9,000円。社会保険診療報酬支払基金助成金の増額、42万9,000円となっております。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、報告です。

議長 委員長報告が終わりました。

ここで、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

委員長、お引き取りください。

続きまして、産業建設常任委員長の報告を求めます。

(高橋末廣産業建設常任委員長を指名)

高橋末廣  
委員長 産業建設常任委員会に付託された議案第26号につきまして、3月7日に委員会を開催し審査を行いましたので、その概要を報告いたします。

議案第26号「令和6年度久万高原町凶荒予備事業特別会計補正予算（第3号）」

歳入歳出補正、総額751万3,000円の増額補正で、累計2,154万

3,000円となります。

歳出の主な内容は、凶荒予備基金積立金の計上、1,000万円。奨学金貸与金の減額、252万円。

歳入の主な内容は、前年度繰越金の増額、662万4,000円。

審査では、毎年、凶荒予備組合の山林を伐採しているが、毎年必要とされる資金相当を伐採しているのか。市況の状況により、収益の確保を行っているのか、との質疑に、凶荒予備の山の管理については、森林組合に現状を調査してもらい、手入れの必要なところを提案してもらって整備している、との答弁があった。

森林組合の管理の下の収益については、関与していないのか、との質疑に、収益の計画については、しっかり考慮しながら、資金計画を行っていきたい、との答弁があった。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上です。

議長 委員長報告が終わりました。  
ここで、委員長報告に対する質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
高橋委員長、お引き取りください。  
各委員長の報告は終わりました。  
これより、質疑・討論・採決については、1件ずつ行います。

議長 まず、議案第21号「令和6年度久万高原町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)」について、質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。  
これより討論を行います。  
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。  
これより採決します。  
お諮りします。  
本案に対する委員長の報告は可決です。  
報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第21号「令和6年度久万高原町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議 長 続いて、議案第22号「令和6年度久万高原町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第3号)」について、質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。  
これより討論を行います。  
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。  
これより採決します。  
お諮りします。  
本案に対する委員長の報告は可決です。  
報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第22号「令和6年度久万高原町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第3号)」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議長 続いて、議案第23号「令和6年度久万高原町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第2号)」について、質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
これより討論を行います。  
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。  
これより採決します。  
お諮りします。  
本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号「令和6年度久万高原町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第2号)」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議 長 続いて、議案第24号「令和6年度久万高原町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)」について、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号「令和6年度久万高原町介護保険事業特別会計補

正予算（第3号）」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議長 続いて、議案第25号「令和6年度久万高原町訪問看護事業特別会計補正予算（第3号）」について、質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。

（なしの声）

議長 質疑なしと認めます。  
これより討論を行います。  
討論される方はございませんか。

（なしの声）

議長 討論なしと認めます。  
これより採決します。  
お諮りします。  
本案に対する委員長の報告は可決です。  
報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なしの声）

議長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第25号「令和6年度久万高原町訪問看護事業特別会計補正予算（第3号）」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議長 続いて、議案第26号「令和6年度久万高原町凶荒予備事業特別会計補正予算（第3号）」について、質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
これより討論を行います。  
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。  
これより採決します。  
お諮りします。  
本案に対する委員長の報告は可決です。  
報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第26号「令和6年度久万高原町凶荒予備事業特別会計補正予算（第3号）」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議長 お諮りします。  
日程第22、議案第27号から、日程第23、議案第28号までの、令和6年度事業会計補正予算に関する2件を一括議題にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
したがって、日程第22、議案第27号から、日程第23、議案第28号までの令和6年度事業会計補正予算に関する2件を一括議題にすることに決定し

ました。

議長 本案について、総務文教厚生常任委員長の報告を求めます。

(瀧野 志総務文教厚生常任委員長を指名)

瀧野委員長 総務文教厚生常任委員会に付託されました議案第27号、議案第28号につきまして、3月6日に委員会を開催して審査を行いましたので、その概要を一括して報告をしたいと思えます。

議案第27号「令和6年度久万高原町立病院事業会計事業会計補正予算（第2号）」

収益主的収入及び支出。

収入及び支出の予定額は、170万6,000円の増額補正で、累計10億79万3,000円となります。

支出の内容は、医業費用の給与費の増額、520万6,000円、医業費用の材料費の減額、350万円。

収入の内容は、医学外収益の他会計負担金の増額、170万6,000円となっております。

審査では、整形外科が4月から休診となり、現在は外科で対応しているとのことだが、高齢者も多いため、整形外科の医師を招聘してもらいたいと思うが、どう取り組まれているのかとの質疑に、県の医師会や求人サイトを活用して募集を行うとともに、人脈による個人的な採用活動を行っている、との答弁がありました。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案28号「令和6年度久万高原町立老人保健施設事業会計補正予算（第1号）」

収益的収入及び支出。

収入及び支出の予定額は、2,030万円の増額補正で、累計3億6,226万6,000円となります。

支出の内容は、施設事業費用のうち給与費の増額、1,139万9,000円。施設事業費用のうち事業外費用の増額、81万5,000円。施設事業費用のうち特別損失の増額、808万6,000円。

収入の内容は、施設事業収益の施設運営事業収益の増額、2,030万円となっております。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、報告とします。

議長 委員長の報告は終わりました。  
ここで、委員長報告に対する質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
瀧野委員長、お引き取りください。  
委員長の報告は終わりました。  
これより、質疑・討論・採決については、1件ずつ行います。

議長 議案第27号「令和6年度久万高原町立病院事業会計補正予算（第2号）」  
について、質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
これより討論を行います。  
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。  
これより採決します。  
お諮りします。  
本案に対する委員長の報告は可決です。  
報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第27号「令和6年度久万高原町立病院事業会計補正予算(第2号)」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議長 議案第28号「令和6年度久万高原町立老人保健施設事業会計補正予算(第1号)」について、質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
これより討論を行います。  
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。  
これより採決します。  
お諮りします。  
本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号「令和6年度久万高原町立老人保健施設事業会計補正予算(第1号)」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議長 日程第24、議案第29号「令和7年度久万高原町一般会計予算」を議題とします。

本案について、最初に総務文教厚生常任委員長の報告を求めます。

(瀧野 志総務文教厚生常任委員長を指名)

瀧野委員長 総務文教厚生常任委員会に付託されました議案第29号につきまして、3月6日に委員会を開催して審査を行いましたので、その概要を報告いたします。

議案第29号「令和7年度久万高原町一般会計予算」

令和7年度一般会計の歳入歳出当初予算額は、92億7,910万1,000円、前年度比3億7,788万5,000円の増額となります。

歳入の主なものは、町税、8億7,149万6,000円。地方譲与税、3億7,176万円。地方交付税、46億円。使用料及び手数料、1億5,578万5,000円。国庫支出金、7億8,916万6,000円。県支出金、5億4,714万3,000円。寄附金、7,400万円。繰入金、8億6,731万7,000円。繰越金、1億円。諸収入、1億5,353万5,000円。町債、4億6,340万円などとなっております。

本委員会関係の歳出の主なものは、総務費では、地域運営協議会活動補助金、8団体、800万円。第3次久万高原町総合計画策定支援業務委託料、990万円。久万落出線運行業務委託料、1,927万5,000円。伊予鉄南予バスへの補助金、1,940万円。町議会議員選挙費、2,381万8,000円。参議院議員選挙、1,867万7,000円。

民生費では、おもご高齢者生活支援ハウス指定管理料、1,047万1,000円。老人ホーム老人保護措置費負担金、3,423万6,000円。高齢者移動支援事業交通利用券、1,920万4,000円。重度心身障害者医療費助成金、4,560万円。障害福祉サービス費、3億398万4,000円。子ども医療費、1,200万円。地域子育て支援拠点事業業務委託料、1,480万2,000円。教育・保育給付施設型給付費負担金、1億3,845万6,000円。

衛生費では、柳谷診療所診療業務補償負担金、1,500万円。乳幼児・児童予防接種業務委託料、1,027万5,000円。新型コロナワクチン接種業務（法定分）委託料、1,854万円。住民健診業務委託料、1,526万5,000円。

面河・美川・柳谷地区し尿収集運搬業務委託料、1,431万円。久万地区し尿収集運搬業務委託料、1,510万3,000円。面河・美川・柳谷地区ごみ収集運搬業務委託料、1,887万円。一般廃棄物収集運搬車購入費、1,600万円。

一般廃棄物処分業務委託料、5,439万3,000円。

し尿等運搬業務委託料、2,482万円。

消防費では、小型動力ポンプ付軽四駆動積載車購入費、1,500万円。

避難所用小容量ポータブル電源購入費、306万5,000円。

教育費では、公立学校情報機器整備事業（タブレット更新：補助対象分）、3,120万円。

上浮穴高等学校振興対策協議会補助金、1,205万円。

公民館分館指定管理料、1,491万2,000円などとなっております。

審査において、歳入予算では、災害防止対策事業債は、交付税の算入があるのか、との質疑に、充当率は70%である、との答弁がありました。

国庫支出金の増額は、主にどのような要因かとの質疑に、デジタル基盤改革支援補助金が本年度の新規事業となっており、増額の要因となっている、との答弁がありました。

行政規模が縮小する中、歳入についても縮小すると思うが、今後の財政運営は乗り切れるのか。財政負担となるのは、町有施設の維持改修費で、しっかり

と対策を立て、計画を立てるべきと思うが、との質疑に、事業実施においては、補助金の確保を行いながら、事業の精査を行い、スクラップアンドビルドを推進して取り組みたい。

また、施設の今後の在り方等、発想の転換を行いながら、柔軟な考えの下、持続可能なまちづくりとなるよう努めたい、との答弁がありました。

歳出予算について。

総務課関係では、昨年度実施したスマホ教室は、参加者が少なかったと思うが、町民の皆さんが関心を持つような、健康づくりのアプリ等、メニューの工夫をして実施してはどうか、との質疑に、住民の役立つようなアプリなども活用しながら、それぞれ対応していきたい、との答弁がありました。

集落支援員事業と地域運営協議会形成事業について、集落支援員の方たちが、地域コミュニティの推進をしていくと思うが、自治会と地域運営協議会との関係は、との質疑に、地域運営協議会は、その地域の課題解決に向けた取組を行うもので、自治会の小さなコミュニティとは切り離して考えていきたい、との答弁がありました。

電算処理費については、かなりの予算となっており、国が進めるイニシャルコストは、国費でみる形になるのか。ランニングコストを下げっていくことは可能なのか、との質疑に、回線使用料や、保守料であるが、当然、今後、検討を重ね、下げっていく努力も必要となってくる、との答弁がありました。

防犯対策費における防犯カメラの設置については、今後は町や支所が主体となって設置し、一括管理してはどうか、との質疑に、公共施設については、町で設置するか、検討する必要がある、進めていきたいと考えている。

支所等も含め、今後検討していきたい、との答弁がありました。

生活路線バス費については、前年度から増額となっているが、働き方改革や、物価高騰を踏まえ、十分なのか、またはデマンドタクシー事業については、エリア拡大の要望もあるが、との質疑に、運行业務委託料については、事業者と協議を行っているので、問題はないと認識している。

デマンドタクシー事業については、今後、事業実施業者との協議も必要であるが、検討していきたい、との答弁がありました。

公共交通対策については、基本計画はできているのが、整備計画ができてい

ないと思う。高齢化が進む中、運転免許の返納などすると、移動手段がなくなる。一日でも早く取り組む必要があると思うが、との質疑に、可能な限り、早急に対策を講じていきたい、との答弁がありました。

災害時において、水の確保は重要で、手動式浄水器の設置をしているが、防災訓練等で実際に行ってみることが必要と思うが、との質疑に、防災訓練等の計画を立てているので、協力いただき、体験していただきたい、との答弁がありました。

住民課関係では、へき地医療対策の柳谷診療所事業業務補償負担金は、いつまで、どのようにするのか、との質疑に、地域医療として、それぞれの地域に医療拠点を残す必要があるため、医療審議会等で審議いただきながら、今後も検討していきたい、との答弁がありました。

全体的な医療体制については、審議会等でしっかり議論されないといけないが、人手不足で地域が大変なことになってくる。審議会について、早急に開く予定はあるのか、との質疑に、現在、開催に向けて、関係課とも連携しながら準備をしており、早急に開く方向で検討している、との答弁がありました。

保健福祉課関係では、民生児童委員の関係について、人口減少も進んでいるため、担当地域を見直し、人員を減らす検討はどうなっているのか、との質疑に、民生児童委員は、町全体で66名の方に活動をいただいております、各地域によっては、調整をいただいているが、全体で協議を行い、それぞれの支部で調整するよう、協議を進めていきたい、との答弁がありました。

こども園に預ける家庭が増えてきていると思うが、定員オーバーで待機者が出てくるのではないかと、との質疑に、現在、96名の方が利用しており、今がピークであると考えている。今後は子供の数も減少すると思うが、定員を超える場合も想定して、関係各機関と調整を、今後図っていきたい、との答弁がありました。

消防関係では、非常備の消防団員も、以前は700名を超えていたが、今後の消防団員のなり手については多いのか、それともそうでないのか、との質疑に、消防団員の定数は、一度見直しを行っているが、既に定数を下回っている状態が続いている。

成り手不足は団のほうに協力いただき、勧誘も行っているが、若い方が入っ

てもらえない現状である、との答弁があった。

全国的になり手不足であるが、システムを変えたり、何らかの対応が必要と思うが、との質疑に、全国的に消防団の定数が減っている現状で、負担となる原因の見直しを図り、改善を行っている、との答弁がありました。

教育委員会関係では、上浮穴高等学校振興費について、地元の生徒と町外から来る生徒が逆転しかけていると聞くが、寮に入れない生徒の対策も必要となってくるが、上浮穴高等学校存続については、どのように考えているのか、との質疑に、今後の問題については、課題であり、検討しなければならないと考えている。地元の生徒が上高へ進みたいというように、努力していきたいとの答弁がありました。

小学校教育振興費に関して、以前、タブレットに移行して、パソコン教室はなくしてはどうかと提案したが、現在、パソコン教室の運用は、との質疑に、パソコン教室のパソコンについては、3つ分けて一括リースしており、リースアップしたパソコンについては、撤去していつているとの答弁があった。

公営塾運営支援事業について、当初は準備金600万円、事業費2,000万円を予算していたが、どうしてこうなったのか、との質疑に、県外公募する上で、生徒数の確保の観点から、業務委託方式で実施する方針でしたが、運営するに当たり、上浮穴高校と協議したところ、進学に向けて、取組は学校で行うとの方針が出たため、金額を抑えて、基礎学力のレベルアップを図ることとしたためである、との答弁がありました。

預かり保育業務委託料に関して、園児の受入れ時間を朝7時からと、保育業務を拡充するということであるが、どのように事業が変わると考えているのか、との質疑に、現在、幼稚園に預けていただいている保護者においても、共働きの方が多くなっており、朝の預かりを早めることで、仕事に支障なく預けることができるようになるので、来年度から始める、との答弁がありました。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、報告とします。

議長 委員長の報告が終わりました。

ここで、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

瀧野委員長、お引き取りください。

続いて、産業建設常任委員長の報告を求めます。

(高橋末廣産業建設常任委員長を指名)

高橋末廣 産業建設常任委員会に付託された議案第29号について、3月7日に委員会  
委員長 を開催して審査を行いましたので、その概要を報告いたします。

議案第29号「令和7年度久万高原町一般会計予算」

予算の概要及び歳入予算については、総務文教厚生常任委員長より報告がありましたので、省略いたします。

本委員会関係の歳出予算の主なものは、総務費では、寄附者への特産品、1,750万円、ふるさと納税取扱い請負業務委託料、1,305万円、移住定住に係る住環境整備支援事業補助金、2,140万円。

農林水産業費では、鳥獣被害防止総合対策事業補助金、1,788万円。農業公園研修生研修補助金、1,464万円。農業機械施設整備事業補助金、1,400万円。新規就農者育成総合対策補助金、4,950万円。中山間地域等直接支払交付金、4,695万円。

県営農地整備事業負担金、3,802万5,000円。

森林経営管理制度運用業務委託料、4,393万5,000円。森林整備担い手確保育成事業補助金、4,139万5,000円。

美しい森林づくり基盤整備交付金事業補助金、5,902万8,000円。

美しい森林づくり基盤整備交付金事業補助金、7,211万5,000円。  
木材加工流通施設整備事業補助金、3,518万9,000円。

林道路面整備・崩土除去作業業務委託料、3,400万円。

商工費では、魅力ある産業づくり・起業者支援事業補助金、1,200万円。

中小企業振興資金預託金、1,600万円。

地域活性化起業人派遣元負担金、1,080万円。

四国カルスト浄水整備増設工事設計監理委託料及び工事請負費、5,899万3,000円。

土木費では、菅生地区公共残土処理場整備工事請負費、2,000万円。

町道上野尻線改良工事請負費、3,168万円。

町道橋りょう（唐谷橋、貯木場橋）補修工事請負費、5,000万円。

洪草団地外壁等改修工事監理委託料及び工事請負費、4,800万円などとなっています。

審査においては、歳入予算では、企業版ふるさと納税では、金銭によるものと、人材派遣という形があるが、人材派遣型は積極的に募集していないのは何か理由があるのか、との質疑に、企業と町の合意が整うか、優秀な人材があればメリットもあるので拒むものではない。今後、話があれば受け入れたい、との答弁があった。

企業版ふるさと納税については、寄付をいただいた場合は、お披露目の機会を設け、積極的にアピールすることによって効果が出ると思うが、の質疑に、企業側からすると、社会貢献のPRも行いたいと思うので、そのような機会は積極的につくっていききたい、との答弁があった。

まちづくり営業課関係では、ローカルベンチャー協議会ではどのようなことを行っているのか。取組を町内に広げて、しっかり水平展開すべきと考えるが、との質疑に、地域の活力が低下している地方において、活躍する人材を発掘して、育成して、こういった人材を結びつけて、地域を活性化するという取組を行っている。

町民が参加しやすいように、広く周知、普及して、参加しやすいように努めていきたい、との答弁があった。

地域運営協議会については、活動域を広げていけるような体制づくりが必要であると思うが、支援の拡大方法を検討すべきではないか、との質疑に、地域が活発に活動するようなものであれば、検討する必要もあるかと考えているので、今後、検討していきたいとの答弁があった。

脱炭素推進事業については、選考に漏れたという報告であったが、今後の取組は、との質疑に、脱炭素の取組の合意形成を図り、プロポーザルで民間から提案をいただいたことについて、町がどのように事業化していくか、報告しながら進めていきたい、との答弁があった。

新たな公募を待って準備しているのか、との質疑に、今後、どのような手段と方法で行うのがいいのか。民間との調整の中で、事業が実現に向かえる方法の一つとして、先行地域があると考えている、との答弁が、副町長からあった。

脱炭素事業においては、町民のためになるような、蓄電池の購入補助など、具体的に効果が出やすく、活用したいと思うような取組が必要であると思うが、との質疑に、環境エネルギーの推進という予算で、ゼロエネルギーハウスの設置や、家庭用蓄電池、電気自動車の購入に係る補助を計上している、との答弁があった。

菅生の物産館みどりは、町内外の希望する事業者や、住民が行うイベントなどを、フリースペースとして貸し付けるほか、漬物製造の施設改修などを考えては、との質疑に、フリースペースとしては一つのアイデアであると思うが、条例の改正や、どの程度ニーズがあるのかなど、把握する必要がある。漬物製造においては、具体的な事業者は見当たらず、収益的にも難しいと、担当課としては考えにくい、との答弁であった。

町有観光施設の管理運営方法は、業種ごとの明快な種分けや、位置づけができておらず、将来ビジョンがないように思うが、との質疑に、個々の施設ごとに今後の取扱い方針を定めているが、施設の必要性や存続の判断など、大胆な発想の転換に至っていないと認識している。

点から面へ、施設の有効活用を議論できるような指針を計画していきたい、との答弁があった。

国の観光ビジョン構想会議においては、世界が訪れたい日本を目指し、国立公園も世界水準のナショナルパークとしてブランド化しているが、こういった認識はあるのか、との質疑に、石鎚山系や、面河・四国カルストエリアは大きな可能性を秘めており、自然を有効に活用して、新たな観光サービスをという、本町の観光振興を考える上で、最優先の課題であるというふうに認識している、との答弁があった。

本町には、雄大な自然資源があり、それぞれに環境施設が存在しているが、安直に指定管理制度や、無償貸与制度に頼るのではなく、自然を生かした観光事業に意欲を持つ民間の事業参入も広く公募し、機会を逃すことなく、検討すべきと考えるが、との質疑に、本町に置かれた状況を見れば、民間活力の呼び込むための方策は非常に有効な手段と思っているので、積極的に導入していきたい、との答弁があった。

企業に人材の派遣から、観光協会の活動に対して、町の事業支援をされているが、具体的に想定しているか、との質疑に、観光プロフェッショナル人材に着地型の旅行の開発であったり、アドベンチャーツーリズムや、エコツーリズムなどの商品の開発とともに、事業者に総合的に指導をいただきながら、財政的な支援活動を踏まえ、観光振興に取り組みたいとの答弁があった。

四国カルスト広域連携推進協議会設立の目的は、共同プロモーションや、域内のインフラ整備の要望活動も行うと聞いているが、四国エリア内の県道拡幅や、町道四国カルスト高原線の道路改良事業の見通しは、との質疑に、広域的地域活性化計画の中に、カルスト連携協議会が密接に関係して、要望活動を重点的な取組として、積極的に行っていきたい、との答弁があった。

清流面河の指定管理料は、指定管理検討委員会で検討した額とすべきではないか、との質疑に、令和7年度の当初の契約については、指定管理検討委員会で決定した280万7,000円として、契約の締結を行いたいとの答弁があった。

農業戦略課関係では、町が町内の農業者や、町農業共済JAなどにも協力を求め、耕作放棄地などへの作付拡大を目指したり、商品開発や、販売に向けた取組の計画は、との質疑に、久万高原町ブランドづくりの推進協議会で、雑穀の生産振興、商品開発及び販売を行っている、との答弁があった。

耕作放棄地への作付補助については、景観作物が中心となってくると思うが、雑穀等に対しても、検討していただきたいとの質疑に、補助事業として活用できるか、今後検討していきたい、との答弁があった。

国による新規就農確保緊急円滑化対策で、世代交代円滑化事業について、町は要望調査を実施しているなど、推進に向けて取り組んでいるのか、との質疑に、採択に当たり、研修やサポート体制など、9項目をポイント化し、高いも

のから、県や国が認定することとなっており、研修を受けることが必須条件であるため、新規就農相談者や、アグリピア研修生の情報提供を行っている、との答弁があった。

親元就農者の確保及び第三者継承で、農業を始められる人への確保をさらに充実させるべきと考えるか、との質疑に、経済基盤の整備等、条件的優位性に優れる親元就農者の確保は、地域産業の活性化にもつながっていくため、取り組んでいきたいとの答弁があった。

農業用水路についての改良は、受益者負担が必要であるが、受益者が減少して、管理し切れない水路では、雨のたびに集落に水があふれる事態となっている。防災の観点から、整備はできないのか、との質疑に、公共性の高いものについては、建設課とも相談してやっている。関係課と協議しながら進めたい、との答弁があった。

林業戦略課関係では、民間レベルでは木質バイオマス発電事業が計画されていると聞くが、F I Tを利用する発電事業であれば、20年間の未利用材の供給が必要となる。未利用材の安定供給に向けた町の取組は、との質疑に、様々な形で支援を検討している。町の木質バイオマス協議会となるような組織を設立して、町全体で取り組んでいきたい、との答弁があった。

未利用材の供給不足等の事態を招かないためにも、補助金活用を行う林業作業においては、将来を見据えた適切な対応が必要と考えるが、現状認識と、今後の方針は、との質疑に、木質バイオマス協議会の中で、伐採や再造林について検討し、ガイドラインを取りまとめて運用していきたい、との答弁があった。

未利用材が安定して集材する仕組みを定着させるため、環境条例を活用して、積極的に対処すべきであることから、必要な予算措置の計上を常に求めるが、今後の方針は、との質疑に、令和7年度は仕組みづくりを行い、令和8年度から計画的な生産を進め、取り組んでいきたいとの答弁があった。

再造林、下刈り事業補助金による再造林の効果は、また再造林されない原因は、との質疑に、令和5年度まで分析した結果、36.4%が62.8%まで増加している。

しかしながら、4割近くは再造林されない原因としては、利益を生むまでの期間が長く、採算が合わないことや、育林の担い手不足、高齢化、不在地主の

森林への関心が薄れたことと考えられる、との答弁があった。

林業事業体や林業に関わる者を中心とした協議会をつくり、再造林に積極的に関わる仕組みづくりが必要と考えるが、との質疑に、林業事業体が自主的に伐採、搬出、再造林するガイドラインを設定して、将来にわたって森林を守っていけるような働きかけを行っている、との答弁があった。

森林環境税を利用して、木工所であったり、子供が遊べるような木育の施設など、久万高原町らしい施設を整備していくべきだと思うが、との質疑に、木工によるアクセサリーをつくる団体が、来年度結成される予定もあるので、町として支援していきたい、との答弁があった。

建設課関係では、空き家再生等推進事業については、空き家の危険家屋除去タイプとの共用事業タイプ、空き家活用事業タイプがあるが、と思うが、空き家を活用した木工関係の施設に改修できるのであれば考えられるか、との質疑に、町では、リフォームに対する補助は行っていない。都市再生等の計画があれば、可能ではないかと考えるので、今後、調査研究していきたい、との答弁があった。

幹線道路沿いの育林された木は、経済林になりにくく、放置され、災害時の運行障害、通行障害にもなり得ると考えるが、景観伐採も踏まえ、進めていくことについては、との質疑に、景観伐採については、実績もあり、効果も大きいと考えている。候補地の選定等、所有者の協議が調べば、積極的に進めたい、との答弁があった。

大宝住宅については、町の中心部にあり、以前は人気があったが、単身者が入居できない。公営住宅に比べ、家賃が高い。部屋に湿気がこもり、カビやすすなどの理由で、最近では空き家が目立っている。いろいろな対策をしても、入居者がいない場合には、用途廃止や、家賃の変更等研究されているのか、との質疑に、公営住宅法との関係があるので、まずは愛媛県に確認等を取っていきたい、との答弁があった。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。  
以上です。

議 長

委員長の報告が終わりました。

ここで委員長報告に対する質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 産建の委員の一人でもありますけれども、今、委員長報告の中で、清流面河の件で、280万の予算締結のところ、一時、紛糾したはずですが。

検討委員会で決まった初期の契約料、これをみだりに変えるべきではないということで、町が増額をしておりましたところを絞って、当初の280万何がしで契約するよという取決めをしたはずですが。

そして、もう一つ大事なことは、予算の余裕額があることは望ましいことではないと。だから、これは直近の議会等において、減額をするということ、副町長等と申合せをして、副町長のほうから、常任委員会において、しっかりと答弁をしたはずなんです、そこがなぜ抜けているんでしょうか。

高橋末廣  
委員 長 先ほど報告した、その件につきましては、指定管理検討委員会で検討した額とすべきではないかという、先ほどの質疑に、令和7年度の当初の契約については、指定管理検討委員会で決定した280万7,000円として契約締結を行いたいということで、本来の額に戻ったのだということに解釈をいたしております。

詳細については、理事者のほうから答弁をお願いします。

議 長 (岡部史夫議員を指名)

岡部議員 常任委員会で答弁があったことを、なぜ削るんですかということを知っているんですよ。

これは、最終的に委員長がまとめたんでしょう。これ、事務局がまとめたにしても、一番大事なところ、副町長と話ししたのは、余裕予算を持つことは、原則としてはおかしいと。だから、ここは、本来あるべき姿の予算額に直すべきだと、そういう形で申し上げた。副町長からそういう答弁が、実際あったん

です。

あったにもかかわらず、それをなぜ削ったんですか。おかしいんじゃないんですか。

議長 暫時休憩いたします。 (午後 3 時 3 9 分)

(休 憩)

議長 休憩前に続き、会議を開きます。 (午後 4 時 0 5 分)

(高橋末廣産業建設常任委員長を指名)

高橋末廣  
委員長 先ほどの報告で、岡部議員から意見があった件について、確認いたしました。清流面河の指定管理料については、予算の計上額ではなく、当初に指定管理の議決でいただいた時点での決定額である 2 0 8 万 7 , 0 0 0 円で契約し、余剰となる予算については、できるだけ早い時期に減額補正させていただくとの答弁があったことを、報告に追加させていただきます。

以上です。

議長 ほかにありませんか。

(なしの声)

議長 高橋末廣委員長、お帰りください。  
各委員長の報告が終わりました。  
議案第 2 9 号「令和 7 年度久万高原町一般会計予算」について、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑をなしと認めます。  
これより討論を行います。  
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なし認めます。  
これより採決します。  
お諮りします。  
本案に対する委員長報告は可決です。  
報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第29号「令和7年度久万高原町一般会計予算」は、委員長報告のとおり可決しました。

議長 お諮りします。  
日程第25、議案第30号から、日程第30、議案第35号までの令和7年度特別会計予算に関する6件を一括議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
したがって、日程第25、議案第30号から、日程第30、議案第35号までの、令和7年度特別会計予算に関する6件を一括議題にすることに決定しました。

最初に、総務文教厚生常任委員長の報告を求めます。

(瀧野 志総務文教厚生常任委員長を指名)

瀧野委員長

総務文教厚生常任委員会に付託されました議案第30号、議案第31号、議案第32号、議案第33号、議案第34号につきまして、3月6日に委員会を開催して審査を行いましたので、その概要を一括して報告をいたします。

議案第30号「令和7年度久万高原町国民健康保険事業特別会計予算」

令和7年度国民健康保険事業特別会計の当初予算は、10億2,577万1,000円、前年度比4,643万3,000円の減額となりました。

歳出の主な内容は、一般被保険者の療養給付費6億6,110万3,000円、一般被保険者の高額療養費1億112万6,000円、一般被保険者医療給付費に係る納付金1億4,137万2,000円。一般被保険者後期高齢者支援金等納付金、4,643万9,000円。

歳入の主な内容は、国民健康保険税、1億3,084万7,000円、国保給付費等県交付金、普通交付金7億6,729万9,000円。一般会計繰入金、9,263万9,000円などとなっています。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第31号「令和7年度久万高原町国民健康保険診療所事業特別会計予算」

歳入歳出予算、令和7年度国民健康保険診療所事業特別会計の当初予算額は、4,709万6,000円、前年度比較、118万5,000円の減額となりました。

歳出の主な内容は、父二峰診療所、歳出総額、2,065万1,000円。

人件費、光熱水費等の総務管理費、1,300万5,000円。医薬材料費・検査委託料等の医業費、759万6,000円。

面河診療所、歳出総額、2,644万5,000円。人件費・光熱水費等の総務管理費、2,210万5,000円。医薬材料費・検査委託料等の医業費、429万円。

歳入の主な内容は、外来収入、1,746万9,000円。一般会計繰入金、

785万6,000円。事業勘定繰入金、1,424万4,000円などとなっています。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案32号「令和7年度久万高原町後期高齢者医療保険事業特別会計予算」

令和7年度後期高齢者医療保険事業特別会計の当初予算額は、1億8,389万6,000円。前年度比808万5,000円の減額となりました。

歳出の主な内容は、職員の給料並びに手当等の人件費及び事務費等の一般管理費830万5,000円。後期高齢者医療広域連合への納付金、1億7,478万1,000円。

歳入の主な内容は、後期高齢者医療保険料、9,928万8,000円。一般会計繰入金、8,379万9,000円などとなっています。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第33号「令和7年度久万高原町介護保険事業特別会計予算」

令和7年度久万高原町介護保険事業特別会計歳入歳出予算。

令和7年度介護保険事業特別会計の当初予算額は、17億6,110万円、前年度比較1,772万1,000円の減額となりました。

歳出の主な内容は、介護報酬支払いに要する経費等の介護サービス等諸費、14億4,624万4,000円。介護報酬支払いに要する経費等の介護予防サービス等諸費、4,734万3,000円。

費用が高額になった場合の負担軽減に要する費用の高額介護サービス等費、5,049万6,000円。施設入所者の居住費等の軽減に要する費用の特定入所者介護サービス等費、6,612万2,000円。

介護予防事業費や日常生活支援総合事業費、3,322万1,000円。包括的支援事業・任意事業費、4,523万5,000円。

歳入の内容は次のとおりです。

第1号被保険者介護保険料、2億3,410万9,000円。介護給付費国庫負担金、2億8,688万3,000円。財政調整交付金、2億1,460万3,000円。介護給付費支払基金交付金、4億3,766万円。介護給付

費県負担金、2億3,993万1,000円。介護給付費一般会計繰入金、2億262万1,000円、その他一般会計繰入金、5,301万7,000円などとなっています。

審査では、第9期の介護保険事業計画であるが、介護施設、デイサービスなどを利用する方々からは、どのような意見があるのか。また、介護保険事業については、順調に運営がされているのか、との質疑に、本年度については順調に推移している。

町内の事業所においては、高齢化、人材不足とのことであるが、今のところサービスを利用する町民の方には不利益は被っていないと考えている、との答弁がありました。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第34号「令和7年度久万高原町訪問看護事業特別会計予算」

歳入歳出予算。令和7年度訪問看護事業特別会計の当初予算額は、4,752万6,000円、前年度比較、904万1,000円の増額となりました。

歳出の主な内容は、人件費、4,197万3,000円、事業費、181万円。看護業務委託料、200万円。

歳入の主な内容は、療養費収入、648万円。介護報酬、1,188万円。利用者負担金、240万円。前年度繰越金、2,673万8,000円などとなっています。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上報告とします。

議長 委員長の報告が終わりました。  
ここで、委員長報告に対する質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

瀧野委員長、お引き取りください。

議長 続いて、産業建設常任委員長の報告を求めます。

(高橋末廣産業建設常任委員長を指名)

高橋末廣  
委員長 産業建設常任委員会に付託された議案第35号について、3月7日に委員会を開催し、審査を行いましたので、その概要を説明いたします。

議案第35号「令和7年度久万高原町凶荒予備事業特別会計予算」

歳入歳出予算。令和7年度凶荒予備事業特別会計の当初予算額は、1,304万円。前年度比較、216万2,000円の減額となりました。

歳出の主な内容は、作業道等補修や分収林地植栽等の財産管理費、493万2,000円。奨学資金貸付金、756万円。

歳入の主な内容は、前年度繰越金、827万4,000円。学資貸与償還金、424万6,000円となっております。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上です。

議長 委員長の報告が終わりました。

ここで委員長報告に対する質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑を終わります。

高橋委員長、お引取りください。

議長 各委員長の報告が終わりました。

これより、質疑・討論・採決については、1件ずつ行います。

議 長 議案第30号「令和7年度久万高原町国民健康保険事業特別会計予算」について、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号「令和7年度久万高原町国民健康保険事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議 長 続いて、議案第31号「令和7年度久万高原町国民健康保険診療所事業特別会計予算」について、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
これより討論を行います。  
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。  
これより採決します。  
お諮りします。  
本案に対する委員長の報告は可決です。  
報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第31号「令和7年度久万高原町国民健康保険診療所事業特別会計予算」は、委員長報告のとおり可決しました。

議長 続いて、議案第32号「令和7年度久万高原町後期高齢者医療保険事業特別会計予算」についての質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
これより討論を行います。  
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。  
これより採決します。  
お諮りします。  
本案に対する委員長の報告は可決です。  
報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第32号「令和7年度久万高原町後期高齢者医療保険事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議長 続いて、議案第33号「令和7年度久万高原町介護保険事業特別会計予算」について、質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
これより討論を行います。  
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。  
これより採決します。  
お諮りします。  
本案に対する委員長の報告は可決です。  
報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第 33 号「令和 7 年度久万高原町介護保険事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議 長 続いて、議案第 34 号「令和 7 年度久万高原町訪問看護事業特別会計予算」について、質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。  
これより討論を行います。  
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。  
これより採決します。  
お諮りします。  
本案に対する委員長の報告は可決です。  
報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第 34 号「令和 7 年度久万高原町訪問看護事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議 長 続いて、議案第35号「令和7年度久万高原町凶荒予備事業特別会計予算」  
について、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号「令和7年度久万高原町凶荒予備事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議 長 お諮りします。

日程第31、議案第36号から、日程第34、議案第39号までの、令和7年度事業会計予算に関する4件を一括議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、日程第 3 1、議案第 3 6 号から、日程第 3 4、議案第 3 9 号までの、令和 7 年度事業会計予算に関する 4 件を一括議題にすることに決定しました。

本案について、最初に、総務文教厚生常任委員長の報告を求めます。

(瀧野 志総務文教厚生常任委員会委員長を指名)

瀧野委員長

総務文教厚生常任委員会に付託された議案第 3 6 号、議案第 3 7 号につきまして、3 月 6 日に委員会を開催し、審査を行いましたので、その概要を一括して報告いたします。

議案第 3 6 号「令和 7 年度久万高原町立病院事業会計予算」

業務の予定量、病床数。一般病床、6 0 床。入院患者数、年間 1 万 7, 5 2 0 人。外来患者数、年間、2 万 5, 1 7 0 人。

収益的収入及び支出。

収入及び支出の予定額は、1 0 億 4, 7 3 4 万 3, 0 0 0 円。令和 6 年度の予定額と比較すると、5. 4 %の増額となっています。

収入の主な内容は、医業収益、8 億 4, 7 0 8 万円。医業外収益、2 億 2 6 万 3, 0 0 0 円。

支出の主な内容は、医業費用、1 0 億 2, 4 7 9 万円。医業外費用、2, 1 9 5 万 3, 0 0 0 円。

資本的収入及び支出。

収入の予定額は、3, 2 2 3 万 4, 0 0 0 円。支出の予定額は、4, 8 9 8 万 7, 0 0 0 円。

収入の主な内容は、企業債、6 3 0 万円。他会計からの長期借入金、6 3 0 万円。他会計負担金、1, 9 6 3 万 4, 0 0 0 円。

支出の主な内容は、建設改良費、1, 7 2 4 万 4, 0 0 0 円。企業債の元金償還金、1, 6 6 5 万 1, 0 0 0 円。他会計からの長期借入金償還金、1, 5 0 9 万 2, 0 0 0 円

収入の不足額、1,675万3,000円は、損益勘定保留資金での補填で  
あります。

他会計からの補助金及び負担金。

収益的収入、1億6,428万8,000円。資本的収入、2,593万4,  
000円などとなっています。

審査では、今年度から公立病院経営強化プランに沿った病院運営を進めてい  
ると思うが、強化プランの柱の一つである地域包括ケア病床について、一般病  
床との違い、収益的な違いは、との質疑に、一般病床は患者の希望を最優先さ  
せ、回復させるものに対し、地域包括ケア病床は、治療と同時に在宅期を前提  
として、治療、介護、看護、リハビリを行うものとなっている。

また、収益的には、1日1床当たり3,000円から4,000円の収益増、  
との答弁がありました。

地域包括ケア病床の運用状況は、との質疑に、令和5年8月から、療養病床  
を廃止し、一般病棟の60床にした時点では8床であったが、経営強化プラン  
の策定に伴い、令和6年4月に12床、令和6年10月に16床、今年3月1  
日から20床に増床している、との答弁がありました。

病院の経営状況を考えると、今後も地域包括ケア病床を増やすべきである  
と思うが、との質疑に、増床させていく方向ではあるが、状況を見極めながら判  
断していきたい、との答弁があった。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしまし  
た。

議案第37号「令和7年度久万高原町立老人保健施設事業会計予算」を議題  
とします。

議案の予定量、入所者定員、50床、通所者定員、25人。

年間療養者数、入所者、1万7,965人、通所者、5,210人。

1日平均療養者数、入所者、49.2人、通所者、23.7人。

収益的収入及び支出。

収入及び支出の予定額は、3億6,671万9,000円となっています。

令和6年度の予定額と比較をしますと、7.2%の増額となっています。

収入の主な内容は、施設運営事業収益、3億992万円。施設運営事業外収

益、5,677万9,000円。

支出の主な内容は、施設運営事業費用、3億6,397万4,000円。施設運営事業外費用、214万5,000円。

資本的収入及び支出。

収入の予定額は、2,339万7,000円で、支出の予定額は、3,616万3,000円となっています。

収入の内容は、他会計負担金、2,339万7,000円。

支出の内容は、建設改良費で100万円。企業債の元利償還金、3,482万3,000円。

収入の不足額、1,276万6,000円は、損益勘定留保資金で補填をしております。

他会計からの補助金。

収益的収入、4,588万7,000円、資本的収入、2,339万7,000円となっています。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で報告とさせていただきます。

議長 委員長の報告が終わりました。  
ここで、委員長報告に対する質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
瀧野委員長、お引き取りください。

議長 続いて、産業建設常任委員長の報告を求めます。

(高橋末廣産業建設常任委員会委員長を指名)

高橋末廣  
委員 長

産業建設常任委員会に付託された議案第38号、議案第39号について、3月7日に委員会を開催して審査を行いましたので、その概要を一括して報告いたします。

議案第38号「令和7年度久万高原町簡易水道事業会計予算」

1、業務の予定量。

給水戸数、3,900戸。年間総配水量、100万立方メートル。1日平均配水量、2,740立方メートル。主要な建設改良費、8,600万円。

2、収益的収入及び支出。

収入及び支出の予定額は、3億7,730万7,000円となっています。令和6年度の予定額と比較すると、収入及び支出の予定額は、103万8,000円、率にして0.3%の増額となっています。

収入の内容は、営業収益、1億2,355万8,000円。営業外収益2億5,374万9,000円。支出の主な内容は、営業費用、3億4,634万7,000円。営業外費用、3,086万円。

3、資本的収入及び支出。

収入の予定額は、2億5,706万2,000円で、支出の予定額は、3億337万6,000円となっています。

収入の主な内容は、企業債、3,370万円。補助金、100万円。他会計繰入金、1億8,778万2,000円。他会計からの長期借入金、3,370万円。

支出の内容は、建設改良費、9,350万円。企業債償還金、2億987万6,000円。収入の不足額、4,631万4,000円は、損益勘定留保資金で補填いたします。

4、他会計からの補助金及び負担金。

収益的収入、4,515万3,000円。資本的収入、1億8,778万2,000円となっています。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第39号「令和7年度久万高原町下水道事業会計予算」

1、業務の予定量。

整備人口、4,450人。年間汚水処理水量、44万5,000立方メートル。1日平均処理水量、1,220立方メートル。主な建設改良費、1,027万3,000円となっております。

#### 2、収益的収入及び支出。

収入及び支出の予定額は、4億1,160万2,000円となっております。

令和6年度の予定額と比較すると、収入及び支出の予定額は、3,381万2,000円。率にして、8.9%の増額となっております。

収入の主な内容は、営業収益、8,635万5,000円。営業外収益、3億2,367万9,000円。

支出の主な内容は、営業費用、3億7,949万4,000円。営業外費用、3,050万8,000円。

#### 3、資本的収入及び支出。

収入の予定額は、1億2,604万5,000円で、支出の予定額は、2億1,256万3,000円となっております。

収入の内容は、企業債、1億600万円。補助金、1,884万3,000円。負担金等、120万2,000円。

支出の内容は、建設改良費、1,027万3,000円。企業債償還金、2億229万円。

収入の不足額、8,651万8,000円は、損益勘定留保資金で補填いたします。

#### 4、他会計からの補助金及び負担金。

収益的収入、2億864万4,000円。資本的収入、1,594万2,000円となっております。

審査では、マンホールポンプの修繕費が計上されているが、マンホール周辺の状況変化については、専門業者による適切な管理が必要と思うが、現状、どのように行っているか、との質疑に、点検管理は専門業者に委託しており、定期的な巡回により、周辺の地盤が下がっている状況が見られる場合には、適宜、事業工事を実施している、との答弁があった。

非常事態に備えた、専門知識を備えたOB、あるいは専門機関との連携協力は取れているのか、との質疑に、BCP業務の継続計画を策定しているが、実

際に災害が起きた場合は、マンホール不足が心配されるため、早急に検討していく必要がある、との答弁があった。

能登では、震災時に液状化によるマンホールの浮き上がりが、復旧に時間を要したとのことであるが、浮き上がりを押さえている工法があると聞いた。現状では、浮き上がり対策は取っているのか、との質疑に、当町は、基礎地盤が岩盤であるために、液状化のおそれはないとされているが、なお調査を行い、検討していきたい、との答弁があった。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上です。

議長 委員長報告が終わりました。  
ここで委員長報告に対する質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
高橋委員長、お引き取りください。

議長 各委員長の報告が終わりました。  
これより、質疑・討論・採決については、1件ずつ行います。

議長 まず、議案第36号「令和7年度久万高原町立病院事業予算」について、質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第36号「令和7年度久万高原町立病院事業会計予算」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議 長

続いて、議案第37号「令和7年度久万高原町立老人保健施設事業会計予算」について、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号「令和7年度久万高原町立老人保健施設事業会計予算」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議 長 続いて、議案第38号「令和7年度久万高原町簡易水道事業会計予算」について、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第 38 号「令和 7 年度久万高原町簡易水道事業会計予算」  
は、委員長の報告のとおり可決しました。

議 長 続いて、議案第 39 号「令和 7 年度久万高原町下水道事業会計予算」につい  
て、質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。  
これより討論を行います。  
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。  
これより採決します。  
お諮りします。  
本案に対する委員長の報告は可決です。  
報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第 39 号「令和 7 年度久万高原町下水道事業会計予算」は、  
委員長の報告のとおり可決しました。

議 長 お諮りします。  
日程第 35、議案第 40 号から、日程第 36、議案第 41 号の指定管理者の

指定に関する2件を一括議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号から議案第41号の指定管理者の指定に関する2件を一括議題にすることに決定しました。

本案について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

(高橋末廣産業建設常任委員会副委員長を指名)

高橋末廣  
委員長 産業建設常任委員会に付託された議案第40号、議案第41号につきまして、3月7日に委員会を開催して審査を行いましたので、その概要を一括して報告いたします。

議案第40号「久万高原町面河特産品開発センターの指定管理者の指定について」

現在の指定管理者の指定期間の満了に伴い、当該施設の指定管理者として、管理運営実績のあるおもごふるさとの駅実行委員会を、引き続き指定管理者として指定するものです。

指定期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日となっています。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第41号「久万高原町おもごふるさと市場の指定管理者の指定について」

現在の指定管理者の指定期間の満了に伴い、当該施設の指定管理者として、管理運営実績のあるおもごふるさとの駅実行委員会を、引き続き指定管理者として指定するものです。

指定の期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までとなっています。

審査した結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものといたしました。

以上です。

議 長 委員長の報告が終わりました。  
ここで委員長報告に対する質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。  
高橋委員長、お引取りください。

議 長 委員長の報告が終わりました。  
これより、質疑・討論・採決については、1件ずつ行います。

議 長 議案第40号「久万高原町面河特産品開発センターの指定管理者の指定につ  
いて」、質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。  
これより討論を行います。  
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。  
これより採決します。  
お諮りします。  
本案に対する委員長の報告は可決です。  
報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号「久万高原町面河特産品開発センターの指定管理者の指定について」は、委員長の報告のとおり可決しました。

議 長 議案第41号「久万高原町おもごふるさと市場の指定管理者の指定について」、質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号「久万高原町おもごふるさと市場の指定管理者の指定について」は、委員長の報告のとおり可決いたしました。

議長 日程第37、請願第1号「久万高原町内で設立される自然再生協議会への町の加入協力依頼について」を議題とします。

本案について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

(高橋末廣産業建設常任委員長を指名)

高橋末廣  
委員長 産業建設常任委員会に付託されました、請願第1号「久万高原町内で設立される自然再生協議会への町の加入協力依頼について」の請願について、3月7日に委員会を開催し、審査を行いましたので、その結果を報告いたします。

審査では、最初に、請願の提出者である由良野の森自然再生協議会(仮称)準備会事務局の特定非営利活動法人 由良野の森代表理事 鷲野 宏さんから、その理由と趣旨説明がありました。

質疑では、加入に賛同する者には、町内の林業者や林業事業体もおられるのか。町が加わり、何を具体的にを行うのか。活動をする中、地域の方々との関係性や協力体制は、などの質疑や、奥山の植林が難しいような土地を利用して、癒やしや見守りをさせていこうという活動は、経済林を中心とした町主体の取組に加えて、各方面の方々の民間ベースの取組が欠かせないと感じている、との意見がありました。

討論では、豊かな自然を売り物にする本町だからこそ、県内、ほかの市町に先駆けて法定協議会を設置し、協議する場を設ける必要がある。今後、法定協議会が設立された場合には、久万林業との共存共栄を設立趣旨等に入れて、その活動が前向きに進むべきである、との討論がありました。

採決した結果、賛成者3、反対者2。採択すべきもの多数と認め、請願第1号は採択すべきものと決定をいたしました。

以上です。

議長 委員長の報告が終わりました。

ここで、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 ただいま委員長のほうから、請願に関する委員長報告がありましたけれども、  
ここでどうしても委員長に確認をさせていただきたいと思います。

委員会におきまして、挙手による採決が行われた際、可否同数ではない中で、  
委員長が反対の確認で挙手をし、請願に係る自らの意思を表明され、よって可  
否同数と宣言され、その行為に複数の出席委員は啞然としましたが、一部委員  
から指摘を受けて、委員長自らが採決結果を改めて、委員会として請願の採択  
となりましたが、これは一步間違えば、全く違う採決結果になる可能性があり、  
公正であるべき議事運営上の危うさを感じてしまいました。

今後の議会運営を心配し、あえて確認をさせていただきます。

住民から信頼される議会であるべき中で、議事運営における、委員長として  
果たすべき責務、役割について、高橋委員長の御見解をお聞きいたします。

議 長 (高橋末廣産業建設常任委員長を指名)

高橋末廣 私の不徳の致すところでございます。

委 員 長 ここで、そういったことに対して、訂正し、おわびを申し上げます。

よろしいですか。

議 長 質疑ありませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

高橋委員長、お引き取りください。

これより討論に入ります。

討論される方はございませんか。

(阪本雅彦議員を指名)

阪本議員

私は、この請願について、反対の立場から討論いたします。

まず、常任委員会において、複数の委員から質疑された、町の基幹産業である林業との関係については懸念には及ばない、との答弁がありましたが、請願文書にはその記述がありません。

また、事前に町も自然再生協議会への加入協力依頼があった際に、同様の懸念がある旨を伝えていると伺っております。

そもそも自然再生推進法のうたう、過去に失われた生態系、そのほかの自然環境を取り戻すことを目的とするという定義と、通直完満で、均質な優良材の生産のために、人の手を惜しみなく注ぐ久万林業は相入れないものだと思います。

それにもかかわらず、町の後期基本計画から、自然環境を保全するまちが産業振興や生活環境よりも重視されているとする住民アンケートを引用し、自然再生協議会の主張に沿う記述はある一方、林業との関係における懸念を払拭した請願とはなっておりません。

また、町には法定協議会への加入を促し、広報や法令指導を求めているものの、自然再生協議会の目指す理念や、目標は示されておりません。法定協議会への展開後、理念、構想を確立するとしても、目指す町内における自然の再生の姿を明確に示しておらず、不十分な内容の請願と言わざるを得ません。

このことから、本議会が請願を採択することは適切でないと考えます。

私は、不採択とすべきと考えます。

以上、反対討論といたします。

議 長

ほかに討論される方はございませんか。

(大原貴明議員を指名)

大原議員

私は、今回の請願に賛成の立場で討論をいたします。

林業先進地であります久万高原町が、これから先もずっと良質な木材を供給

し続け、収益性を確保すると同時に、その資源を永続的に活用するためには、豊かな自然環境を保全することは必要であると考えております。

県内一の林業の町である久万高原町がそれを両立できれば、非常にすばらしいことであるのではないかなというふうに思います。

今回の請願内容は、その第一歩になるものと理解をいたしますけれども、何をおいても大切なことは、自然再生、それから環境保全、こういった名の下に、久万高原町の主産業であり、先祖から受け継がれてきた久万林業そのものが否定されることは決してあってはならないということです。

林家や林業事業者の実施する事業に、この請願を採択したことによって、影響を及ぼすことは決してないようにしていただきたい。

請願者並びにこの協議会の設立を目指す主要な方々は、このことを決して忘れることがありませんよう、設立の目的などには、久万林業との共存を図ることを明確に記載をしていただきたいと思います。

このことをしっかりとお伝えいたしまして、今回の請願の趣旨には賛成をいたします。

以上でございます。

議 長 (瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 私も、賛成の立場で討論をさせていただきます。

この請願は、自然再生推進法に基づき、町の自然再生協議会への加入についての協力依頼の請願であります。

森林林業基本法においても、森林には国土保全や水源涵養、地球の温暖化防止など、森林の多面的機能を発揮させることを基本理念とされています。

内容についても、町の行う計画に沿ったものであると確認をし、今後想定される南海・東南海地震や、地球温暖化により、海水温の上昇で起こるゲリラ豪雨、台風の大型化など、町は災害対策を義務づけられています。

この請願はそれを防ぐ目的であり、町は協議会に参加をし、町民を守る責任があります。

よって、私は賛成の立場での討論とさせていただきます。

議長 ほかに討論ありませんか。

(なしの声)

議長 討論を終わります。

これより採決します。

この採決は、起立によって行います。

請願第1号に対する委員長の報告は採択です。この請願は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

議長 賛成者6名。

同数です。

したがって、地方自治法第116号第1項の規定によって、議長が本件に対して、採択します。

請願第1号「久万高原町内で設立される自然再生協議会への町の加入協力依頼について」は、議長は採択とします。

したがって、請願第1号「久万高原町内で設立される自然再生協議会への町の加入協力依頼について」は、委員長報告のとおり、採択することに決定しました。

議長 ここで、お諮りします。

時間延長したいと思います、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、時間延長することに決定しました。

ここで、しばらく休憩いたします。

(午後 4 時 5 8 分)

(休 憩)

議 長 休憩前に続き、会議を開きます。

(午後 5 時 0 9 分)

お諮りします。

お手元に追加議事日程が配付されています。これを日程に追加し、議題にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、日程に追加して議題とすることに決定しました。

議 長 追加日程第 1、報告第 2 号「工事変更請負契約の締結に関する専決処分の報告について」を議題とします。

提出者の報告を求めます。

(菅住民課長を指名)

菅 課長 議案に基づき報告

議 長 報告が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

以上で、報告第 2 号を終わります。

議長 追加日程第2、発議第4号「久万高原町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(瀧野 志議員を指名)

瀧野議員 発議の趣旨説明

議長 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

瀧野議員、お引き取りください。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

発議第4号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、発議第4号「久万高原町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決しました。

議長 追加日程第3、議案第42号「久万高原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。  
提案理由の説明を求めます。

(菅住民課長を指名)

菅課長 議案に基づき説明

議長 提案理由の説明が終わりました。  
これより質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。  
これより討論を行います。  
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。  
これより採決します。  
お諮りします。  
議案第42号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。  
したがって、議案第42号「久万高原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決しました。

議長 追加日程第4、議案第43号「令和6年度久万高原町一般会計補正予算（第7号）」を議題とします。  
提案理由の説明を求めます。  
  
(西村総務課長を指名)

西村課長 議案に基づき歳入・全般説明  
議案に基づき歳出説明  
(2款1項目)  
(4款1項目)  
(9款1項目)

議長 提案理由の説明が終わりました。  
これより質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。  
  
(岡部史夫議員を指名)

岡部議員 一般会計の補正予算のかがみになりますが、ここでは「7号」とされていますけれども、文面中は「6号」になっています。どちらが合っているんでしょうか。

議長 (西村総務課長を指名)

西村課長 岡部議員の質疑にお答えします。  
議案書の1ページ目の文面、「第6号は」というところが、申し訳ございま

せん。「第7号」の誤りでございまして、訂正をさせていただきます。

申し訳ございません。

議 長 ほかにありませんか。

(なしの声)

議 長 質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

議案第43号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号「令和6年度久万高原町一般会計補正予算（第7号）」は、原案のとおり可決しました。

議 長 追加日程第5、議案第44号「令和6年度久万高原町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第4号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(沖中病院事業等統括事務長を指名)

沖中事務長

議案に基づき説明

議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございますか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございますか。

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

議案第44号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、議案第44号「令和6年度久万高原町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第4号)」は、原案のとおり可決しました。

議 長

追加日程第6、議案第45号「動産の取得について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(大野消防本部消防長を指名)

大野消防長

議案に基づき説明

議 長

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

議案第45号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

したがって、議案第45号「動産の取得について」は、原案のとおり可決しました。

議 長

追加日程第7、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(河野町長を指名)

町 長 諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」です。

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求めます。

令和7年3月14日提出 久万高原町長。

住所 久万高原町上野尻甲984番地

氏名 玉泉 豊

生年月日 昭和31年7月19日

提案理由でございますが、今回の推薦は、令和7年6月30日付で、3年間の任期満了に伴うもので、推薦候補者の玉泉 豊氏は、令和元年に就任されて以来、地域住民のために積極的に人権思想の普及高揚に努め、活躍をされておられます。

つきましては、今回、再任として推薦するものであります。

どうぞよろしく願いいたします。

議 長 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決します。

お諮りします。

諮問第1号は、原案のとおり、適任と答申することに異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」は、理事者提案のとおり、適任と答申することに決定しました。

議長 追加日程第8、諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(河野町長を指名)

町長 諮問第2号でございます。同じく、人権擁護委員候補者の推薦でございます。下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求めるものです。

令和7年3月14日提出 久万高原町長でございます。

推薦したい者は、

住所 久万高原町二名甲3350番地の1

氏名 上本 孝一

生年月日 昭和41年8月18日

提案理由ですけれども、今回の推薦は、令和7年6月30日付で、前任者、住野秀志氏から辞任申出があり、退任されることとなったことから、今回、後任として上本孝一氏を推薦するものです。

上本氏は、長年、森林組合職員として務められ、退職後におきましては、民生児童委員を務めていただいているところです。

地域の人望も厚く、広く社会の実情に通じ、人権擁護についても、深く理解があり、適任と考えております。

どうぞよろしく願いいたします。

議 長 提案理由の説明が終わりました。  
これより質疑を行います。  
質疑される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。  
これより討論を行います。  
討論される方はございませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。  
これより採決します。  
お諮りします。  
諮問第2号は、原案のとおり、適任と答申することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。  
したがって、諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦について」は、理事者提案のとおり、適任と答申することに決定しました。

議 長 追加日程第9、総務文教厚生常任委員会所管事務調査報告を議題とします。

(瀧野 志総務文教厚生常任委員長を指名)

瀧野委員長 総務文教厚生常任委員会の研修報告をさせていただきます。  
我々委員会は、1月22日から1月24日、自治体病院の経営改善と公共交

通の整備についてを研修課題として研修をしてきました。

まず、千葉県鴨川市の鴨川市立国保病院視察について、報告をします。

鴨川市は、千葉県南東部に位置し、南房総観光圏、海岸部は南房総国定公園に指定されている、日蓮上人ゆかりのお寺のある門前町として栄え、1971年に3町が合併して鴨川市となりました。

人口は、合併当時5万人でしたが、2017年には1万4,000人と減少、高齢化率は36.2%で、就業率は1次産業に30%、3次産業に70%であり、財政運営は安定していると思われます。

鴨川市立国保病院は、近年、建築費約25億円を投入し、新築をされた病院であります。病床数は、地域包括ケア病床60床、療養病床10床、計70床であり、不採算病院交付金対象の病院であります。

診療科目は、内科、小児科、循環器内科、神経内科、整形外科、眼科、耳鼻咽喉科、泌尿器科、皮膚科、禁煙外来、歯科や発熱外来、リハビリ、訪問診療、在宅診療を標榜している公立病院であります。

職種別職員数は、医師は4人で、1.71人は、会計年度任用職員であります。

医局、薬局合わせて37.71人、看護局59人、訪問看護ステーション7人、医療介護連携室4人、福祉総合相談センター5人、居宅介護支援事業所4人、訪問介護ステーション5人、事務局22人、合計143.71人となっています。

経営については、収支とも13億円程度で、繰入金がなくとも、自治体病院として安定経営をされていると思われました。

当病院の近くには大規模な私立の救命救急病院があり、急性期医療については、この病院が大半について対応していると聞きました。

当院は、回復期機能が中心の病院を目指しており、地域包括ケアセンターを設置し、医療、介護、福祉が一体となったサービスを提供できる体制が構築されています。

福祉相談センターでは、全世代に対し、様々な相談を受け付けているということでありました。

医療介護連携室では、入退院に対する支援を行い、居宅介護支援センターで

は、介護サービスの利用調整をし、訪問看護、訪問介護、訪問リハビリテーション事業所では、在宅で必要な医療、介護、サービスを提供します。

これら福祉介護部門と病院が連携することにより、在宅で体調が悪くなったときには、病院で医療が受けられ、病院から在宅に戻ったときには、医療、介護、福祉のサービスが受けられるようになっていました。

地域包括ケアセンターの運営は、地域包括ケアセンター内の連携、病院との連携を図るとともに、地域住民、地域の事業者などとの連携の強化に力を入れているとのことでしたが、病院の健全経営に、それも全てつながるというふう

に説明を受けました。

また、人材の確保が運営上の課題となっていると聞きました。

以上が、鴨川国保病院視察の報告であります。

次に、埼玉県飯能市の公共交通の研修について、報告をします。

飯能市は、面積193.05平方キロ、人口8万人の市であり、都市部と山間部の地域であり、山間部の取組について、お聞きをしてきました。

また、東京都心から50キロ圏内という、交通アクセスも良好な環境にあり、都市と自然に恵まれた町で、市の全域の75%が森林であります。古くは林業と織物の町として栄え、合併により、県下で3番目の面積を持つ市となったと聞きました。

ムーミンにより有名な市であり、公共交通についても、以前から取り組んでおられ、山間部の方にも多くの住民が住んでおられ、山間部の公共交通が飯能市の主体となっております。

当然、小学校、中学校、高齢者の足の確保など、多くの問題があり、人口減少の中で課題が起き、その都度、それぞれの対応してきたと聞きました。

特に、民間の事業者が運営をされていたバス会社の経営の問題などが起き、苦勞されたようですが、以前、契約を解除されたバス会社も、現在では積極的に公共交通に参加をされていると聞きました。今はキャンペーンにも積極的に参加をされているそうであります。

公共交通は、それぞれの地域の人口減少に左右され、同じ考えや、同じ事業のやり方では、事業継続ができない厳しさがあるとのことでした。

対応いただいた議会事務局の職員さん、また説明いただいた担当課の職員さ

んも、詳しく、丁寧に説明をいただきました。

委員会としましては、感謝を申し上げまして、研修を終了しました。

以上、研修の報告とさせていただきます。

議長 以上で、総務文教厚生常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

議長 追加日程第10、議員会報特別委員会報告を議題とします。

本件について、議会会報特別委員会委員長の報告を求めます。

(森 博議会会報特別委員会委員長を指名)

森 議員 議会会報特別委員会委員長、森 博でございます。

議会会報特別委員会の報告をさせていただきます。

当委員会は、定例議会並びに臨時議会の内容について、原則として、年4回、議会だよりを編集発刊し、議会内容を公開、町民と議会との橋渡し役を担っております。

現在の委員は、2年前の4月に選任された6名で活動を行ってまいりました。

久万高原町議会だよりは、編集要項を基に、一般質問は1議員1ページとし、要約も質問者自身が行うとされており、現在は本会議、各委員会質疑についても、議事録を基に、原則質問者がまとめ、委員会に提出、それをさらに委員会で編集、関係写真、説明文などを加え、全体の調整、校正を行った上で作成しております。

執筆、編集に御協力いただいた議員各位には、この場をお借りしてお礼申し上げます。

一昨年8月には、全国町村議会議長会主催の町村議会広報クリニックにも参加しました。

事前に提出した議会だよりを、専任講師が事前にチェックを行い、評価。まとめたクリニックコメントを基に、議会だよりの作成方法について、マンツーマン方式、討論形での指導をしていただきました。

改善点として、定例会以外の記事が少ないことや、企画や特集、住民参加な

ど、くいつきやすさも狙うようにとの指導がありました。

町民の皆さんに読んでもらえる、必要とされる議会だよりであるためには、町民の声の聞き取り、広聴を積極的に行い、町民の共通の課題を掘り起こし、行政の対応、それに対する議会の質問、質疑を分かりやすい紙面で掲載する必要があります。

そのためには、多くの質疑、回答の中から、本当に伝えるべきことを取捨選択し、分かりやすく伝わるようにまとめ、掲載することが重要になってくると思います。

議会だよりだけでなく、町議会のホームページでの議会議事録などの公開や、議会中継の動画配信も行われており、情報公開は進んでいます。

今後一層、「伝える」から「伝わる」紙面への変革を行い、興味を持って読んでいただける議会だよりとなることを願い、報告とさせていただきます。

議長 以上で、議会会報特別委員会報告を終わります。

議長 追加日程第11、議員改革特別委員会報告を議題とします。  
本件について、議会改革特別委員会委員長の報告を求めます。

(高橋 誠議会改革特別委員会委員長を指名)

高橋 誠 議会改革特別委員会報告をいたします。

委員長 議会改革特別委員会では、議会の透明性向上と、町民との対話の充実を目的として、町民との懇談会、議会基本条例の策定、議員報酬の適正化という三つの課題に取り組みましたので、御報告いたします。

まず、町民との懇談会については、これまでの地域別や分野別で実施してきましたが、参加者が固定化するという課題がありました。

この課題を解決するため、新たな手法として、団体別の懇談会を実施し、五つの団体との意見交換を行いました。

特に高校生との懇談では、若い世代の率直な意見を聞くことができ、町の将来についての建設的な意見が多く寄せられました。

例えば町の魅力を発信する方法や、若者が地域に定着しやすくするための施策など、これまでの議会報告会では得られなかった、新たな視点を得ることができました。

この懇談会は非常に有意義であり、今後もさらなる工夫を重ね、より多くの町民に開かれた議会報告会を目指してまいります。

次に、議員報酬の適正化についてですが、全国的に議員の成り手不足が深刻化している状況を踏まえ、また、合併以来20年間にわたり、議員報酬の改定が検討されてこなかった点、さらには、議員活動の活発化を促す観点から、議員報酬の適正な水準について、検討を進めました。

議会では様々なシミュレーションを行い、近隣自治体の状況も参考にしながら慎重に議論を重ね、適正な報酬額を決定しました。その結果、議会として、町に対し、審議会へ諮問するよう要望を提出し、最終的に改定が実現しました。

この改定により、議員活動の充実を図るとともに、より多様な人材が議員として活動しやすい環境を整えていくことを期待しています。

さらに議会基本条例の策定に向けた検討についてですが、議会の機能強化を目的に、反問権の導入や、議員間討議の実施を含めた条例策定の検討を進めてまいりました。

反問権の導入は、執行部との議論をより活発化させ、政策決定の過程を明確にすることを目的としています。また、議員間討議を取り入れることで、議会内部での意見交換を深め、合意形成を円滑に進めることが期待されます。

しかし、これらの新しい制度の導入に関しては、運用面での課題が多く、慎重な検討が求められるため、実際に取り組んでいる自治体の行政視察を行った後に、策定をすることが望ましいと判断をして、議会基本条例の制定には至っておりませんが、引き続き議論を継続することにしました。

以上のように、議会改革特別委員会では、町民との対話を重視し、議員活動の環境を整え、議会の機能強化を図るための様々な様々な取組を行ってきました。

今後も町民の皆様の声を大切にしながら、議会改革が前進することを期待して、議会改革特別委員会の報告といたします。

議長 以上で、議会改革特別委員会報告を終わります。

議長 追加日程第12、デジタル推進特別委員会報告を議題とします。  
本件について、デジタル推進特別委員会委員長の報告を求めます。

(熊代祐己デジタル推進特別委員会委員長を指名)

熊代議員 デジタル推進特別委員会委員長の熊代祐己でございます。  
それでは、デジタル推進特別委員会の報告をさせていただきます。  
デジタル推進特別委員会は、行政DXの推進の観点から、デジタルツールを議会においても活用することを目的に、議会運営の効率化及び住民に開かれた議会の実現を目的として、ペーパーレス化の推進と、本会議のインターネット配信に関する取組を進めてまいりましたので、内容と成果について報告いたします。

まず、議会運営の効率化、資料の管理、共有、利便性の向上、環境負荷の軽減を目的として、ペーパーレス化を進めてまいりました。

具体的には、会議システム、ソフトウェアの選定がされたタブレット端末、ビジネスチャットツールを議員や事務局職員が円滑に使用できるよう、全議員及び議会事務局職員を対象とした操作研修を計画的に実施し、基本操作資料の閲覧、書き込み機能について習熟を図り、スムーズな運用が可能になるよう努めました。

さらに、タブレット端末の適切な運用を図るため、運用状況や課題について確認を行い、ペーパーレス完全移行について計画的に実施しました。

会議資料の電子配布を基本とし、紙の資料を削減する方針を明確にするとともに、情報セキュリティ対策にも努めました。

これらの取組により、議会資料の印刷費や作成時間の削減、会議運営の効率化が図られ、ペーパーレス化は順調に進展しております。

次に、住民に開かれた議会を目指し、本会議のインターネット配信についても取り組み、導入を進めました。

配信方法では、安定した配信環境を確保するため、複数の配信業者から提案

を受け実施、コスト、サポート体制等を比較し、ライブ配信とアーカイブ配信の両面から検討を行い、本会議や各議員の一般質問の様子を見やすく主張できる方式を採用することとしました。

これにより、令和6年9月定例会より本格運用を開始し、議会の透明性が向上し、町民がより身近に議会活動を知る機会が増えることが期待されます。

今後も、さらなる利便性の向上と運用の改善に努め、議会運営の効率化と情報公開の充実により、開かれた議会となるよう期待しております。

以上、デジタル推進特別委員会の報告といたします。

議長 以上で、デジタル推進特別委員会報告を終わります。

議長 お諮りします。

以上で、本定例会に付議された案件は全て終了しました。

したがって、これで閉会したいと思います。御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会はこれにて閉会することに決定しました。

これで、本日の会議を閉じます。

(午後5時51分)

町長の挨拶を求めます。

(河野町長を指名)

町長 閉会に当たりまして、お礼を申し上げたいと思います。

3月議会、大変お世話になりました。ありがとうございました。

それぞれ上程いたしました議案、お認めをいただきましたし、また、その論議の中で、適切な御意見もいただきました。ありがとうございました。

人口減少社会をはじめ、様々な課題ございますけれども、議員の皆様方の御協力をしっかりといただいて、地方創生に頑張っていきたいと思っております。

す。

どうぞ今後とも御協力、よろしくお願い申し上げます、閉会に当たってのお礼の挨拶にかえさせていただきたいと思います。

大変お世話になりました。ありがとうございました。

議長 令和7年第2回久万高原町議会3月定例会を終わるわけですが、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

皆さんにおかれましては、2年間、至らぬ議長でありましたが、大変お世話になったことを、心から御挨拶申し上げます。

そして、まだ寒い日が続こうと思いますが、皆様方の御活躍を御祈念いたしまして、本日の会議を終わりたいと思います。

以上で、令和7年第2回久万高原町議会定例会を閉会します。

事務局 (終 礼)

会議の経過を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署名議員

署名議員